

羽曳野市内遺跡調査報告書－平成23年度－

羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 74

2014

羽曳野市教育委員会

羽曳野市内遺跡調査報告書－平成23年度－

羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 74

2014

羽曳野市教育委員会

序

大阪府の東南部に位置する羽曳野市は、金剛、葛城の山並みを仰ぎ、石川がゆるやかに流れる、水と緑に恵まれた自然豊かなところです。このような自然環境は太古の昔から人々の暮らしや文化を育み、数多くの歴史的遺産として今日に受け継がれています。本市ではこれらの豊かな自然や歴史的遺産を活かし、「人と時をつなぐ、安心、健康、躍動都市はびきの」を市の将来像と定め、まちづくりを進めています。

本書では、平成23年度の原因者事業及び公共事業における発掘調査成果を報告します。特に、周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地における試掘調査の結果、遺構や遺物が確認され、遺跡の範囲の拡大を行った野々上遺跡と恵我之荘遺跡の調査成果、また、古墳時代の柱穴や溝などが検出され、多数の遺物が出土し、当時の遺跡を復元することができた古市遺跡の調査成果など、重要な資料を得ることができました。

調査の実施にあたり、土地所有者をはじめとする関係者の方々、関係各機関のご協力を賜りましたことに深く感謝いたしますとともに、今後とも本市が進める文化財行政に一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

平成26年3月
羽曳野市教育委員会
教育長 高崎 政勝

例　　言

1. 本書は平成23年度に羽曳野市教育委員会が実施した羽曳野市内遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は本市教育委員会生涯学習室社会教育課歴史文化推進室職員が担当者として、平成23年4月1日に着手し、平成24年3月31日をもって終了した。
3. 発掘調査等において、指導、協力を頂いた方々や機関は次のとおりである。記して感謝の意を表したい。(敬称略、順不同)。
文化庁、宮内庁書陵部古市陵墓監区事務所、大阪府教育委員会、元興寺文化財研究所、土地所有者、工事主体者および関係者
4. 本報告書で掲載している出土遺物、図面、写真などの資料はすべて本市教育委員会で保管・管理している。
5. 本書作成には社会教育課歴史文化推進室担当職員があたり、編集は吉澤が行った。

凡　　例

1. 土層・遺物の色調については、『新版標準土色帖』(1987年 農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色調監修)を使用した。
2. 方位は基本的に座標北を使用したが、一部磁北(M.N.)を示すものがある。レベル高については、T.P.(東京湾標準潮位)値による。
3. 遺構写真の一部と出土遺物の写真撮影は、有限会社河南写真工房による。
4. 本書で使用する調査位置図等に使用する地図は、地形、工作物等の概略を示すもので、土地の境界、建物位置などを厳密に示すものではない。

目 次

凡例

| | |
|------------|---------|
| 市内遺跡分布図 | 1 |
| 文化財保護年報 | 3 |
| 調査成果一覧表 | 5 |
| 古市遺跡 | (河内) 9 |
| 羽曳野中学校内散布地 | (河内) 17 |
| チンチン山遺跡 | (河内) 27 |
| 範囲外・試掘調査 | (河内) 33 |
| 高鷺中之島遺跡 | (吉澤) 35 |
| 恵我之荘遺跡 | (吉澤) 38 |
| 野々上遺跡 | (吉澤) 41 |
| 写真図版 | |
| 報告書抄録 | |



市内遺跡分布図

文化財保護事業年報

羽曳野市教育委員会生涯学習室社会教育課歴史文化推進室が実施した本年度の事業概要について報告する。

1. 古市遺跡群発掘調査

文化財保護法に基づく発掘届出書及び通知と周知の埋蔵文化財包蔵地外における試掘依頼書は、表1の通り受理した。これにより各申請者等と協議や調整を図り、国庫補助対象事業である個人住宅の建て替え及び重要遺跡における範囲等の確認に伴う発掘調査を29件（「古市遺跡群X X X III、同X X X IV参照」）、その他の開発行為に伴う発掘調査14件、立会調査は59件を実施した。また、遺跡の範囲外における試掘調査は31件実施した。（調査成果については別紙一覧表を参照）。

表1 平成23年度 届出件数及び調査件数一覧表

| 種類 | 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計(件) |
|------------------|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-------|
| 発 掘 届 出 | 発掘調査 | 4 | 3 | 6 | 4 | 4 | 7 | 6 | 1 | 7 | 3 | 4 | 4 | 53 |
| | (調査) | (1) | (2) | (4) | (5) | (4) | (3) | (6) | (6) | (3) | (5) | (3) | (4) | (46) |
| | 立会調査 | 10 | 2 | 5 | 16 | 8 | 4 | 8 | 12 | 8 | 4 | 3 | 6 | 86 |
| | (調査) | (2) | (5) | (1) | (7) | (5) | (8) | (6) | (8) | (7) | (4) | (4) | (2) | (59) |
| | 備工事 | 9 | 7 | 6 | 6 | 10 | 9 | 8 | 8 | 3 | 8 | 8 | 5 | 87 |
| | (小計) | 25 | 12 | 17 | 26 | 22 | 20 | 22 | 21 | 18 | 15 | 15 | 15 | 228 |
| | | (3) | (7) | (5) | (12) | (9) | (11) | (12) | (14) | (10) | (9) | (7) | (6) | (105) |
| 試 掘 依 頼 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 4 | 3 | 6 | 4 | 1 | 8 | 47 | |
| | (調査) | (2) | (2) | (2) | (3) | (1) | (4) | (3) | (3) | (2) | (2) | (4) | (3) | (31) |
| 合 計 (件) | 28 | 16 | 21 | 30 | 26 | 22 | 26 | 24 | 24 | 19 | 16 | 23 | 275 | |
| | (調査) | (5) | (9) | (7) | (15) | (10) | (15) | (15) | (17) | (12) | (11) | (11) | (9) | (136) |

2. 普及・啓発事業

5月から6月にかけて社会科の歴史分野の授業若しくは総合学習における地域学習に合わせて、依頼のあった小学校への出張授業を行った。授業では世界遺産をめざす古市古墳群をはじめ、市内の各所に点在する歴史遺産をそれぞれの校区に合わせた遺跡を取り挙げて解説し、出土した埴輪や土器などの遺物を展示するなどした。また、郷土への关心や愛着が持てるよう遺物に触れたり、墳丘に登り古墳を体感できるよう授業を行った。

陵南の森総合センターに併設されている歴史資料室では、前期は「平成22年度発掘調査成果展」と題して、出土遺物を中心に発掘現場の写真パネルなどで調査成果を紹介した。後期は「高屋丘陵の古墳」をテーマに出土した埴輪や土器を中心として展示した。また、11月からは市民ギャラリーにおいて好評であった「古市古墳群 空からの遊覧」を引き続いて展示した。

普及活動として、学校、公民館、町会、各種団体、市民大学、関係機関等による授業、講演会、研修会などに、依頼に応じて職員を派遣しているほか、中学生の体験学習にも協力している。

出土遺物資料、写真資料、その他歴史史料（古文書・絵図等）の博物館等関係機関、出版社などへの貸し出し、羽曳野の歴史に関心を持つ一般市民への情報提供を行った。

3. 世界遺産登録推進事業

5月12日、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進会議へ進本部会議を発足させ、各部会を組織して具体的な活動を開始し登録推進に努めた。また、シンボルマークやパンフレットを作成し、各種イベントなどでPRを行った。特に、御堂筋カッポでは、舞台での寸劇とベースでは古代衣装体験コーナーや古墳クイズなどを行い、こどもを対象に周知に努めた。

特に、平成24年1月11日から4日間は国際専門家会議を行い、15日には国際シンポジウムを開催し約700名の参加を得るなど、本登録に向けて市民の気運の醸成を行った。

藤井寺市と共同で行っている古市古墳群世界文化遺産登録推進連絡会議では、古墳群を詳しく解説したガイドブック「古市古墳群を歩く」やリーフレットを増刷し一層の啓発を図った。また、「第3回ウォーク＆クリーン」は雨天のためウォークは中止となったが、峰塚公園管理棟での「峯ヶ塚古墳出土遺物特別展」には約50名の見学者があった。

はびきの市民ギャラリーでは「古市古墳群・空からの遊覧」と題し、最新の航空写真パネルと関連する出土埴輪を展示し、古墳群の普遍的な価値を紹介とともに理解を深めることに努めた。

4. 史跡、遺跡公園の管理

国指定史跡のうち公有化されている通法寺跡、応神天皇古墳外濠外堤、峯ヶ塚古墳、幕山古墳、觀音塚古墳、譽田白鳥埴輪製作跡、並びに翠鳥園遺跡公園、譽田史跡公園（薄田隼人正兼相の墓）の除草、清掃等の管理を実施した。

5. 指定文化財を所有者への文化財保存事業費助成金交付

文化財保護法、並びに大阪府文化財保護条例により指定された文化財を所有、管理している重文吉村邸保存会、壺井八幡宮、譽田八幡宮、野中寺、西琳寺、長円寺、法泉寺、並びに畠田家住宅（登録文化財）へ助成金を交付した。また、重要文化財吉村家住宅において、主屋ほか3棟では緊急防災施設耐震改修事業を国庫及び市補助事業で実施した。

4. 市指定文化財

社本神社境内所在の石造物（阿闍梨覚峰関係資料追加指定）を文化財候補物件として審議した。

5. 「吉村家住宅」並びに「畠田家住宅」の公開

重要文化財「吉村家住宅」の特別公開（春秋2回）、並びに登録文化財「畠田家住宅」の公開や普及事業に対して、広報、申し込み受け付け等の支援を行った。

8. 緊急雇用創出基金事業

史跡地等環境適正化整備事業（市内12ヵ所の史跡地で樹木の伐採・剪定）、文化財写真資料デジタル化整理事業（現場写真や報告書作成に供する遺物写真的恒久的な保存とデータベースを作成）、文化財関係図書資料等整理事業（所蔵する発掘調査報告書及び調査・研究用の図書資料のデータベースの作成）の3事業を実施し、延べ1,034名の雇用を創出した。



写真1 本部会議の発足の記者会見

発掘調査

| | 遺跡名 | 調査期間 | 事業地 | 申請者 | 工事の目的 | 担当者 | 測量面積 (m ²) | 調査範囲 |
|----|---------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------|-------|---------------------------|---|
| 1 | 高麗中島遺跡 | 平成23年4月25日 | 伊賀1丁目1357-4、-5の一部 | 個人 | 宅地造成 | 吉澤 | 10.94 | 遺跡を完全部分に調査区を設定し、施設後に廻面及び平面を検査した。既設表面下約0.5~0.6mで遺物を含む板石を確認したため、調査区内作業水洗取扱部位にて把握し、遺物の位置に努めた。結果、遺物を確認が企てられないが、遺物を確認することはできなかった。 |
| 2 | 野々上遺跡 | 平成23年4月26日 ~5月25日 | 野々上3丁目370-1 | 遺産法人 | 診療所 | 吉澤 | 190.44 | 4箇所の試験 sondageによる遺物含む板石及び遺物が確認されたため、調査区を把握して本調査を実施した。この結果、柱穴や數か所所、窓枠木、埴らきなどの遺物を検出し、立ち込みや寄ら土器・埴輪・瓦片等が出土した。(木造構造) |
| 3 | 岡ミサンザ右岸 | 平成23年6月25日 | 野々上1丁目150-7 | 町会長 | 集会所 | 吉澤 | 30.09 | 遺跡を完全部分に調査区を設定し、廻面及び平面を検査した。既設表面下、約20cmまで発達した。結果、柱穴や数か所所、窓枠木等が出土した。この結果では、現施主地のみで板石及び遺物を確認は認められなかつた。 |
| 4 | 尺度遺跡 | 平成23年7月18日 | 轟之内766-1、767-1、-2、770-1、771-1 | 事業者 | 店舗 | 吉澤 | 54.75 | 測量上半円形の構造基礎、建物、移動構造物にて構成される。既設表面下約20cmまで発達した。動作による下灰質色、赤褐色の陶瓦板石と黄土色土などの水平堆積層の中で、遺物を含む板石及び瓦片は確認されなかつた。 |
| 5 | 伊賀遺跡 | 平成23年7月22日 | 高麗6丁目274-1、-2 | 個人 | 共同住宅 | 吉澤 | 11.41 | 遺物を完全範囲に調査区を設定し、中環廻面の後に廻面及び平面を検査した。その結果、既設表面下約85cmまでの盛土で、以下には旧耕作土を含み、粘質土や砂質土が水洗面新規面のものと推測する。既設表面及び平面を検査した。柱跡等から土器の破片が出土した。既設表面下灰質色の陶瓦板石は確認されなかつた。 |
| 6 | 恵我之莊遺跡 | 平成23年8月10日 | 恵我之莊5丁目128-1、283-2、283の各一部 | 個人 | 共同住宅 | 吉澤 | 6.03 | 既設表面に調査区を設定し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。結果、既設造成地の下、新設地と既設地が平面堆積するが、下部の既設地はからく瓦や瓦片が出土した。既設面では、構成の既設地は黄土色と確認された。(木造構造) |
| 7 | 野々上遺跡 | 平成23年8月19日 | 野々上3丁目542-2、-3の一部、543、54 | 事業者 | 宅地造成 | 吉澤 | 10 | 切土及び傾斜面等を調査した。既設廻面の後に廻面及び平面を検査及び平面を新規した。結果、既設表面下約1.1m灰質色粘土質の塊状で既設表面及び既設廻面を構成した。既設層から土器の破片が出土した。既設表面下灰質色の陶瓦板石は確認されなかつた。 |
| 8 | 荒の山古墳 | 平成23年9月15日 ~9月29日 | 轟呈3丁目1266番地裏道 | 事業者 | 宅地造成 | 吉澤 | 88.76 | 既設面にて既設面を剥離し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。既設造成地の下、新設地と既設地が平面堆積するが、下部の既設地はからく瓦や瓦片が出土した。既設面では、構成の既設地は黄土色と確認された。 |
| 9 | 東坂田遺跡 | 平成23年10月12日 | 東坂田188 | 事業者 | 宅地造成 | 吉澤 | 30.48 | 中耕地内で既設計画のため既設面及び西側面を剥離し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。既設造成地の下灰質色粘土質の塊状で既設表面及び既設廻面を構成した。既設面下約0.35~0.6mで既設地の陶瓦板石は確認されなかつた。 |
| 10 | 高麗城跡、 高麗丘遺跡、 高麗船山古墳 | 平成23年11月10日 | 古市5丁目3-8 | 個人 | 住居保育園 | 吉澤 | 15 | 遺物を完全範囲に調査区を設定し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。既設表面下約0.40mで既設層、以下は既設地が確認するが、既設物等が混じていた。既設及び既設物含む層は確認されなかつた。 |
| 11 | 曾正寺跡 | 平成23年11月25日 | ほひきの1丁目286-23 | 事業者 | 児童福祉施設 | 吉澤 | 36.9 | 遺物を完全範囲に調査区を設定し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。既設表面下約0.40mで既設層、以下は既設地が確認されなかつた。 |
| 12 | 伊賀南遺跡 | 平成23年12月25日 ~ 平成24年5月17日 | 伊賀4丁目728,729-1 | 事業者 | 店舗 | 吉澤・河内 | 159 | 既設物を完全範囲に調査区を設定し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。いわゆる溝渠段でも、0.7~0.8mの既設地土の下に既設骨董を含み、既設地の遺物を含むが良好に保存した。下の地山は土壌や土の構成で土を含むことが確認された。 |
| 13 | 恵我之莊遺跡 | 平成23年12月27日 | 恵我之莊5丁目115、116-2の各一部 | 事業者 | 有料老人ホーム | 吉澤 | 13.44 | 既設物を完全範囲に調査区を設定し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。既設、既設造成地の地山に重なるが、既設地及び既設物含む層は認められなかつた。 |
| 14 | 古市遺跡 | 平成24年1月5日 | 古市4丁目341-1、-2、-3の各一部 | 個人 | 共同住宅 | 井端 | 4.7 | 半耕作地にて既設計画の下で既設面を剥離し、既設表面下約0.40mで既設層、下部の既設地はからく瓦や瓦片が出土した。既設層の下部は既設地であるが既設物が出土した。既設層の下部は既設地であるが既設物が出土した。既設層の下部は既設地であるが既設物が出土した。 |
| 15 | 古市遺跡 | 平成24年1月23日 | 菅原2丁目206-037-3、908-6,110-1の一帯 | 個人 | 農地取扱組 | 井端 | 10.2 | 半耕作地にて調査区を設定し、既設廻面の後、廻面及び平面を検査した。既設表面下約0.40mで既設層、以下は既設地を含む層が確認された。既設表面下約0.40mで既設層、以下は既設地を含む層が確認された。 |
| 16 | 東坂田遺跡 | 平成24年3月22日 | 東坂田96-3 | 個人 | 共同住宅 | 吉澤 | 11.28 | 既設地にて既設面を剥離し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。既設表面下約0.40mで既設層、既設地の既設物含む層が確認された。既設層の下部は既設地であるが既設物が出土した。 |
| 17 | 伊賀遺跡 | 平成24年3月26日 | 伊賀1丁目298,299,300 | 事業者 | 宅地造成 | 吉澤 | 33.2 | 既設地にて既設面を剥離し、既設廻面の後、廻面及び平面を検査した。既設表面下約0.40mで既設層、既設地の既設物含む層が確認された。 |
| 18 | 古市遺跡 | 平成23年8月4日 ~8月18日 | 古市1丁目1~1-45~1、366-1,352-3,46-2,50 | 既設地主 | 学校 | 河内 | 20.3 | 半耕作地にて既設面を剥離し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。既設表面下約0.40mで既設層、既設地の既設物含む層が確認された。既設層の下部は既設地であるが既設物が出土した。既設層の下部は既設地であるが既設物が出土した。 |
| 19 | 古市遺跡、 チナン山遺跡 | 平成23年9月13日 | 古市4丁目448-1 | 既設地主、 古市役場、 教委 | 候補室、 古市役場、 教委 | 河内 | 12 | 半耕作地にて既設面を剥離し、既設廻面の後に廻面及び平面を検査した。既設表面下約0.40mで既設層、既設地の既設物含む層が確認された。 |

試掘調査

| 送込名 | 実登照印 | 申請地 | 申請者 | 工事の目的 | 担当者 | 調査面積 (m ²) | 調査概要 |
|-----|-----------------------|-------------------------------------|---------------------|---------------|-----|---------------------------|---|
| 1 | 平成23年4月13日 | 戸戸454の一部 | 町会長 | 町会係 | 吉澤 | 9.66 | 半跡地内に開拓区2箇所を設定し、重機運搬の際に新面及び平面を人力で搬出した。現地表面下約0.4~0.5mで黄色土の地山面となるが、この間は、既設道路の新面を新設工事及び既設の路面上で、新面及び既設路面を確認することができなかった。 |
| 2 | 平成23年5月8日 | 西浦6丁177-1,-2,-3 | 事業者 | 駐車場 | 吉澤 | 0 | 下段の新面と既設部分について、重機運搬の際に新面及び平面を人力で搬出した。現地表面下約0.4~0.5mで黄色土の地山面となるが、この間は、既設道路の新面を新設工事及び既設の路面上で、新面及び既設路面を確認することができなかつた。 |
| 3 | 平成23年6月1日 | 西浦659-1,960-1, 963-1,1833-1 | 事業者 | 店舗 | 吉澤 | 29.28 | 既設の新面と既設部分について、重機運搬の際に新面及び平面を人力で搬出した。現地表面下約0.4~0.5mで黄色土の地山面となるが、この間は、既設道路の新面を新設工事及び既設の路面上で、新面及び既設路面を確認することができなかつた。 |
| 4 | 平成23年6月27日 ~7月2日 | 河原美456-1,457, 458-1,460-1,-5 | 個人 | 土地の 算めて | 吉澤 | 0 | 埋め立てて工事をして立会し、状況を確認する。T字には全て造成土で、既設道路表面からの削削工事はないが、道幅1.5mで立会はされた。 |
| 5 | 平成23年7月1日 | 界22-1の一部 | 事業者 | 荒川場- 展示場 | 吉澤 | 0 | 開削の深い看板基礎の裏側に隣接して立会し、新面及び平面を観察した。その結果、最終の造成土が約17mあり、以降旧斜土と軒瓦黄色粘土との水平面を残し、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 6 | 平成23年9月26日 | 西浦1丁目1747-1他5筆 | 事業者 | 旅館 | 吉澤 | 3.75 | 既設土足跡内に調査区を設定し、重機運搬を行って、面積の十数坪を観察する。既設表面下1.2mまで造成土、以下に黒色粘土と軒瓦黄色粘土が約4mの順層で達成され、その下は既設底砂と妙屋土(0.5m)の厚さで埋められたもので、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 7 | 平成23年9月26日 ~9月28日 | 馬ヶ谷1105番 他11筆 | 事業者 | グループ ホーム | 吉澤 | 0 | 基礎削除時に立てて立会し、新面及び平面の順序を確認する。掘削は現地表面下2.2mまで、約1.5mは表土及び造作土、以下に黒色粘土と軒瓦黄色土の地山面となり、既設路面は認められなかつた。 |
| 8 | 平成23年9月28日 ~9月30日 | 寛我之庄5丁目280-6 | 個人 | 共同住宅 | 高野 | 2.8 | 南北約5m、東西約8mの開拓区認定。地盤F0.4mまで逐年の造成土で、以下軒瓦色土との順層で削削作土(厚約15cm)、底面シルトの道幅約1.5mで立会し、既設表面の新面と既設作土上の順層に見られる。既設路面は既設の底面、既設作土である。 |
| 9 | 平成23年10月3日 ~10月11日 | 由庶良之庄1丁目225-7 | 個人 | 共同住宅 | 吉澤 | 0 | 既設の新面削除時に立てて立会し、新面及び平面の順層を確認する。既設表面は現地表面下約0.5mで、既設底砂と軒瓦色土の地山面に約0.5m、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 10 | 平成23年10月24日 | 西浦3丁目1912-3 | 社会福祉 法人 | グループ ホーム | 吉澤 | 0 | 基礎削除時に立てて立会し、既設表面を人力で搬出した。既設基盤部分が高く約1.2mまで削削するが、既設作土、軒瓦土、黄土、軒瓦色シルト作土、軒瓦色シルトの水平堆積のみで道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 11 | 平成23年10月26日 | 高麗9丁目199-70,-72, -79 | 羽生野市 社会福祉 協議会 | 保育園 | 井原 | 1 | 半跡地内の掘削に立会する。現地表面から0.4m削り下げるが、全て造成土であった。 |
| 12 | 平成23年11月15日 | 高麗3丁目1456-1 | 事業者 | 施設造成 | 吉澤 | 0 | 社宅棟の人力削削作業を立てて立会し、新面の上層を確認した。その結果、既設表面下1.5mまで共同住宅建設時の造成土のみで、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 13 | 平成23年11月24日 | 高麗3丁目363-3,-1,-5 | 事業者 | 宅地造成 | 吉澤 | 14.64 | 道幅内に開拓区を約0.5m認定し、重機運搬の後に既設面及び平面を人力で搬出した。その結果、既設表面下約1.0mで、底面シルトと軒瓦色粘土の地山面となり、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 14 | 平成23年11月26日 | 西浦3丁目1873-4,-5, -1,1877-1,1878-1 | 事業者 | 店舗 | 吉澤 | 32.6 | 既設表面に約0.5mの開拓区を認定し、重機運搬を行ったが、既設表面及び既設路面を削出した。既設表面下0.9~1.1mで削削するが、砂石土及び旧斜土以外は、軒瓦色粘土と軒瓦色砂利土等が水平堆積するのみで、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 15 | 平成23年12月7日 | 野355-1 | 事業者 | 老人ホーム | 井原 | 12.2 | 半跡地内に開拓区を約0.5m認定し、重機運搬を行ったが、既設表面から0.6mまで既設の上層であり、基礎はその間に埋まるため支障はない。道幅、道幅-道幅は確認できなかつた。 |
| 16 | 平成23年12月8日 | 宇田原1丁目324-40の 一部 | 事業者 | 宅地造成 | 吉澤 | 0 | 宅地造成に伴う道路造成工事に際して立会し、掘削部分の断面及び既設路面を削出した。既設作土では、直ぐに地山の黒色粘土(0.3m)、軒瓦色粘土(0.2m)、地山土と黒く、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 17 | 平成24年2月16日 | 西浦6丁目532-3 | 事業者 | 高齢者住宅 | 井原 | 0 | 半跡地内の掘削に立会する。既設表面から約1m削り下げる。砂石土(0.3m)、軒瓦色粘土(0.2m)、地山土と黒く、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 18 | 平成24年2月16日 | ひづの4丁目300-238 | 事業者 | 宅地造成 | 吉澤 | 0 | 前面の既設作土工事を際して立会し、新面及び平面の土質の順層を行う。既設表面よりの軒瓦色粘土の削削深度は、砂石土・旧斜土の下では白色土の多量な地山面が現れるのみで、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 19 | 平成24年2月21日 | 河原底20-2,21-1の 各一部 | 事業者 | 店舗 | 吉澤 | 6.88 | 半跡地内に開拓区を認定し、重機運搬の後に新面及び平面の土質を確認する。現地表面下1.0~1.1mまで削削するが、砂石土・旧斜土・作土の下では約0.45~0.75mまで軒瓦色粘土の地山となるが、道幅及び既設路面は認められなかつた。 |
| 20 | 平成25年5月19日 | 伊賀5丁目262-1の一部 | 鶴浜6番 | 協働ふれあい プラザ | 河内 | 17 | 谷地帯に沿って東西方向の溝を認定、重機で開拓した。既設表面下0.4mまで造成土で、以下は軒瓦色のシルト層であった。既設表面半分で近代瓦を掘出した谷を確認した。 |
| 21 | 平成23年9月15日 | 西浦6-48 | 鶴浜市役所 | 学校 | 河内 | 0 | 体育館南斜面の土留め工事箇所に立ち会った。既設面所すべて軒瓦色土の地山であることを確認した。道幅なし。 |

工事立会

| 道路名 | 調査期間 | 申請地 | 申請者 | 工事の目的 | 担当者 | 調査深度 (m) | 調査概要 |
|----------------|-------------------------------|---------------------|------|-------------|-----|-------------|---|
| 1 鹿穴古墳 | 平成23年4月26日 | はびきの3丁目294-1 | 事業者 | 電話通信 | 高野 | 0 | 設置坑道開削に立会し、現地水面下0.25mまで造成上。 |
| 2 鹿ヶ谷 第1段赤道 | 平成23年5月0日 | 鹿ヶ谷389-1 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎工事に際して立会し、掘削面及び平面を確認した。掘削面は現地水面下約0.3~0.45mで、これは全て既建築のための造成止である。並排及び造物包含層は認められなかった。 |
| 3 東阪丘塚跡 | 平成23年6月20日 | 鹿井68-1の一部 | 個人 | 農業用仓库 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削の実施に際して立会し、掘削面及び平面を確認した。その結果、現地水面下0.3m程度のところに既建土木が残る。貴重な積土量は水平に堆積しているだけで、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 4 古市遺跡 | 平成23年7月0日 | 古市4丁目530-1 | 事業者 | 電話通信 | 吉澤 | 0 | 支障の取扱え工事に関して立会し、面図を確認する。掘削深度内約0.6mは既存の造成盛土であり、造物包含層及び遺構は認められなかった。 |
| 5 恵我之荘遺跡 | 平成23年7月10日 ~7月27日 | 恵我之荘3丁目1~19 地20区 | 監査法人 | 病院 | 吉澤 | 0 | 掘削工事に際して立会し、掘削面及び平面を確認した。その結果、現地水面下0.3m程度のところに既建土木が残る。貴重な積土量は水平に堆積しているだけで、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 6 蔗之内東遺跡 | 平成23年7月25日 | 蔗之内545-3 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に際して立会し、削面及び平面の土層を確認する。その後、現地水面下約0.3mと現地は全て毛疊成盛土であり、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 7 蔡之内東遺跡 | 平成23年7月25日 | 蔗之内545-17 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に際して立会し、削面及び平面の土層を確認する。その後、現地水面下約0.3~0.5mの範囲は全て毛疊成盛土のみで、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 8 西浦遺跡 | 平成23年7月25日 | 西浦5丁目687-7 他2筆 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に際して立会し、削面及び平面の土層を確認する。その後、現地水面下約0.3~0.5mの範囲は全て毛疊成盛土であり、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 9 西浦遺跡 | 平成23年8月25日 | 西浦5丁目678-8 他2筆 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に際して立会し、削面及び平面の土層を確認した。その後、現地水面下約0.3mと現地は全て毛疊成盛土の感じがあり、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 10 尾曳遺跡 | 平成23年8月31日 | 蔗之内771-1他 | 事業者 | 広告塔 | 吉澤 | 0 | 現地の基礎掘削時に立会し、削面及び平面の土層を確認する。現地は、現地水面下約0.3mであるが、全て毛疊成盛土である。遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 11 島原北遺跡 | 平成23年9月0日 ~9月7日 | 島原4丁目335番地 | 事業者 | 電話通信 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に際して立会し、削面及び平面の土層を確認する。現地水面下約0.3mまで造成する。貯水槽東側に隣接する土塁の裏側で、遺構等は認められない。西側では現地表面の土層の下に褐色色土が約0.7m、土は褐色色土の最上部では遺構等は認められない。 |
| 12 城山遺跡 | 平成23年9月0日 | 吉生1496-9 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 序章標石分の基礎状況や解説文を確認する。現地深度約1.5mは全て造成のための廻り洗い土で、遺構及び造物包含層は認められない。 |
| 13 河原城遺跡 | 平成23年9月10日 | 河原城784-4 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 往復掘削によって現地の現地水面下約1.5mまでの現地は、上層約0.8mは毛疊成盛土であるが、下層は褐色色土及び黒褐色の泥炭状の層の層序のみで、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 14 はざみ山遺跡 | 平成23年9月16日 | 野上+上丁目177-62 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に際して立会し、削面及び平面の土層を確認する。現地は、現地水面下約1.5mまで造成する。貯水槽東側に隣接する土塁の裏側で、遺構等は認められない。西側では、現地表面の土層の下に褐色色土が約0.7m、土は褐色色土の最上部では遺構等は認められない。 |
| 15 蔡之内東遺跡 | 平成23年9月26日 | 蔗之内545-12、-13 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に際して立会し、削面及び平面の土層を確認する。現地は、現地水面下約0.15m程度であり、全く毛疊成盛土の造成のための範囲内であり、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 16 明教寺跡 | 平成23年9月28日 | 島原2丁目23-1 | 事業者 | 店舗 | 吉澤 | 0 | 地下1.2mの範囲に際して立会し、土層の観察を行う。掘削は現地水面下約1.1mで、この現地は、全て瓦礫タックの瓦礫層の下の土層で、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 17 島原北遺跡 | 平成23年10月0日 ~ 平成24年3月22日 | 島原5丁目323番地 | 個人 | 消防栓 設置工事 | 武村 | 0 | 前回検査結果の範囲に立会し、溝渠を行なう。主屋北側、現地下約0.5m掘り下げる。上層約0.3mが砂質の土層で、下層約0.2mが褐色色土(鷺色土)。主屋西側、現地下約0.7m掘り下げる。上層約0.4mが砂質の土層で、下層約0.3mが褐色色土。 |
| 18 明教寺跡 | 平成23年10月0日 | 島原2丁目23-1 | 事業者 | 広告塔 | 吉澤 | 0 | 古市寺の基礎掘削に際して立会し、削面及び平面の土層を確認する。現地表面約1.5mまで造成するが、瓦疊成盛土のみで、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 19 蔡之内東遺跡 | 平成23年10月24日 | 蔗之内545-7 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に立会し、削面及び平面の土層を確認した。結果、現地表面下約0.3mまでの現地は、瓦疊成盛土のみで、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 20 蔡之内東遺跡 | 平成23年10月24日 | 蔗之内545-5 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に立会し、削面及び平面の土層を確認した。現地は、瓦疊成盛土の現地は、現地表面下約0.3mまでの現地は、瓦疊成盛土のみで、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 21 蔡之内東遺跡 | 平成23年11月0日 | 蔗之内545-14 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に立会し、削面及び平面の土層の観察を行った。現地は瓦疊成盛土の現地は、現地表面下約0.4mまで、この現地は、全て毛疊成盛土の感の上のみで、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |
| 22 猿の山古墳 | 平成23年11月0日 | 西浦1丁目2180-8 | 事業者 | 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事に立会し、削面及び平面の土層の観察を行った。現地は瓦疊成盛土の現地は、現地表面下約0.35mまで、全て毛疊成盛土の感の上のみで、遺構及び造物包含層は認められなかった。 |

| 調査名 | 調査期間 | 申請地 | 申請者 | 工事の目的 | 担当者 | 測量面積 (m ²) | 調査概要 |
|---------------------------------|----------------------------------|----------------|-----|-------|---|------------------------|------|
| 23 尺度道路 平成23年11月2日 | 尺度1099 | 町 会 基地造成 | 吉澤 | 0 | 基盤工事の調査時に立ち会し、断面及び平面の土壌を検討する。現高さから約1.5mは既存工事の堤防の継め廻しで、がうなども併入する。それより以上は、現地表面下約4mで黄褐色土の生山土となり、測量及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 24 鹿之内東道路 平成23年11月2日 | 鹿之内545-6 | 事業者 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削時に立ち会し、土壌の検討を行う。現地表面は既存表面下約7-8cmであるが、いずれも宅地造成時の土壌のみで、遺構及び遺物包含層は認められない。 | | |
| 25 鹿之内東道路 平成23年11月20日 | 鹿之内545-18 | 事業者 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 物量計測時に立ち会し、断面及び平面の上層を検討する。現地表面下約0.3mまでの削除で、この間は全く宅地造成時の土壌のままであり、遺構及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 26 鹿之内東道路 平成23年12月5日 | 鹿之内545-8 | 事業者 分譲住宅 | 高野 | 0 | 基礎掘削時に立会し、現地表面下約0.5mを宅地造成土。 | | |
| 27 鹿之内東道路 平成23年12月8日 | 鹿之内545-9 | 事業者 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削時に立会し、断面及び平面の土壌を検討する。現地表面下約0.4mで、この間は全く宅地造成時の土壌であり、遺構及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 28 鹿之内東道路 平成23年12月21日 | 鹿之内545-15 | 事業者 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削時に立会し、断面及び平面の土壌を検討する。削除は、現地表面下約0.3mまでである。この間は全く宅地造成時の土壌であり、遺構及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 29 鹿之内東道路 平成23年12月21日 | 鹿之内545-11 | 事業者 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削時に立会し、断面及び平面の土壌を検討する。削除は、現地表面下約0.3mまでである。この間は全く宅地造成時の土壌であり、遺構及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 30 采田瀬跡 平成24年1月28日 | 白島1丁目658-6 | 事業者 整備所 | 吉澤 | 0 | エバーテービングの基礎掘削時に際して立会し、断面及び平面の土壌を検討する。現地表面下約0.8mまでは現ひき造り土で、以下は黄褐色砂質土の生山土となり、測量及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 31 高麗寺之丘遺跡 平成24年2月15日 | 伊賀1丁目355-1の一帯 | 個人 自動車販売 | 吉澤 | 0 | 半堀式基礎掘削時に際して立会し、断面及び平面のアーチ部分はそのまま基礎部分で分離する土の柱と、0.6m角のアーチ部分は現地表面下約1.5mで地盤面が剥離され、この間に遺構の生山土部分が現れ、遺構の小片・点が出土した。 | | |
| 32 大畑散布池 平成24年2月17日 | 川向2117-1 | 小集者 UQアンテナ設置工事 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削時ににおいて立会し、断面及び平面の土壌を検討する。その間、現地表面下約1.5mまでは現ひき造り土で、以下は遺構及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 33 高鞆遺跡 平成24年2月20日 | 高鞆2丁目403-6 | 個人 库屋 | 吉澤 | 0.06 | 基礎掘削時に立ち会し、東条区かわらで設定し、直轄敷地前の、断面及び平面の土壌を検討した。その結果、削除は現地表面下約0.75mまで実施したが、上層の6cmは造営土で、以下は旧耕作土のみで、遺構及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 34 鹿之内東道路 平成24年3月14日 | 鹿之内545-2 | 事業者 分譲住宅 | 吉澤 | 0 | 基礎掘削工事の立会し、断面及び平面の土壌を検討する。削除は現地表面下約0.7mで地盤面が剥離され、全く宅地造成の土壌であり、遺構及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 35 吉田遺跡・チンチン山遺跡 平成23年8月4日 | 古市4丁目2-10 | 若生野代表 研究場 | 河内 | 10 | 基礎掘削時に立会し、断面及び平面の土壌を検討した。その結果、削除は現地表面下約0.6mまで現地表面下約0.75mまで実施したが、上層の6cmは造営土で、以下は旧耕作土のみで、遺構及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 36 吉市遺跡 平成23年8月5日 | 古市1丁目2-1 | 若生野代表 公園造成 | 河内 | 18 | 半堀式基礎掘削時に立会った。その後、下へ下げる地形によって、深さ20cmの土壌のすぐ下が崖山であった。遺構、遺物なし。 | | |
| 37 白鳥神社占領 平成23年9月9日～9月12日 | 東町296-4-337 | 若生野代表 整合所 | 河内 | 2 | ショベルの基礎掘削時に立ち会った。後地表面下1mまで駐車場造成時の松原土であった。遺構も検出できなかった。 | | |
| 38 大糸駄舟浦・舟ヶ谷第1-13号地 平成25年10月30日 | 舟ヶ谷133-1-133-5の一部、134の一部、135-3地番 | 若生野代表 公園造成 | 河内 | 4.8 | 洋化槽部分の立会を実施。1.8mまで削り下りて土壌を検討した。水平施設で現跡痕跡なし。遺構、遺物も検出できなかった。 | | |
| 39 若生野中字飯田地 平成25年4月31日 | 伊賀5丁目42番地の1 | 若生野代表 研究場 | 河内 | 0 | 基礎掘削時に際して立会し、土槽断面の既観と遺物探査に終めた。(年度末の結果を含めて本総報告) | | |
| 40 古市大森 平成25年10月15日～10月16日 | 高鞆2-3-5丁目地内 | 若生野代表 下水道 | 河内 | 600 | 下水管設置工事の立会で上層と造営の確認を実施した。アスファルトの下は黄褐色の礫(0.2m)、じぶん黄褐色土(0.4m)、灰褐色砂質土2cmで黄褐色の砂質の丸山に黒土。 | | |
| 41 菩志道路 平成23年11月1日 | 東医師所内 | 研究部長 下水道 | 河内 | 4 | 下水管設置時に立会を実施した。アスファルトをめぐる1mまで既設管路の壁土で、その下に褐色系の松原土を検出した。遺構、遺物は検出できなかった。 | | |
| 42 上空道路・曾田島鳥着跡 平成24年1月20日 | 曾田3丁目外 | 大阪府 富田林市本事務所 | 吉澤 | 0 | インターロッキングの跡去り及び造営掘削に際して立会し、断面及び平面の土壌を検討した。その結果、現地表面下約0.4mまでの掘削であったが、全て歩道造成時の土壌のみで遺構及び遺物包含層は認められなかった。 | | |
| 43 草地道路 平成24年3月22日 | ひびの5丁目681-1の一部 | 若生野代表 研究場 | 河内 | 12 | 監視用溝の土塁基礎に際して立会った。深さ0.5mまで造営場の奥土であった。遺構なし。 | | |

古市遺跡

古市遺跡の概略

中・近世集落跡の上堂遺跡と周知されていた古市小学校の校地は、昭和54年の調査で古墳時代を中心とする遺構が発見され、羽曳野市教育委員会では旧国道170号線から南側を分別し、“古市遺跡”と呼称することになった。

両遺跡の境には大きな谷地形が存在し、遺跡は谷地形の南に東西250m、南北500mの範囲で狹隘な段丘上に立地する。標高約27mの中位段丘の東側に広がる石川の氾濫原との高低が約3mある。

過去に実施された発掘調査では縄文時代から近世に至る遺物が出土し、当地の生活期間が長期に渡ることが判明している。

調査の契機と経過

調査地は、古市1丁目2-5にある古市小学校の校地（図1のスクリントーン部分）内において渡り廊下工事に伴う埋蔵文化財発掘の届出が平成23年3月4日に申請があり、同日これを受理した（羽教生社2570号）。

申請地の東隣は、昭和54年の調査で古墳時代の堅穴住居跡や握立柱建物跡が確認されている。

3月10日に担当課と協議に入り、調査を学校の夏休み中に実施することとし、調査予定地のコンクリート土間を撤去後すぐに機械掘削に入る段取りとした。

調査は、平成23年8月4日から8月16日の9日間、渡り廊下の柱部分の2ヶ所となる。調査区の呼称を東側がI区、西側がII区とした。I区は東西3.0m、南北3.5m、II区は、東西2.4m、南北10.4mで2面の遺構面を確認した。調査総面積は35.46m²を測る。



図1 調査位置図



図2 調査区配置図

基本層序と遺構

今回対象とする調査地は、市道を挟んで東側のⅠ区が校舎の出入り口で、西側のⅡ区が校舎の脇である。両者いずれも調査前はコンクリートで地表面が覆わっていた。

Ⅰ区はコンクリートを除去すると、深さ55cmまで近現代の盛土（にぶい黄色砂質土（2.5Y 6 / 4））があり、その下が地山であった。地山は現地表面から1m下、標高29.48mである。調査区の西側に褐色（7.5Y R 4 / 1）砂質土の広がりを確認した。古墳時代から飛鳥時代の包含層と思われるが、調査区内では遺物は全く包蔵されていなかった。褐色砂質土は西へ厚くなることから西側へ緩やかに傾斜する地形となる。

Ⅱ区はコンクリートを除去すると、Ⅰ区で確認したにぶい黄色砂質土（2.5Y 6 / 4）の近現代の盛土が現れた。32cmの厚みがあった。以下、にぶい橙色土（7.5Y R 7 / 3）が30cm、褐色砂質土（7.5Y R 4 / 1）が25cmであった。にぶい橙色土に数点の中世遺物が包蔵されていた。また、褐色砂質土は古代の包含層である。確認した地山は、現地表面から1.2m下で、標高29.3mである。地山は、調査区の東側が高く、西側に緩やかに傾斜しており、その高低の差が20cmである。

検出した遺構については、各区分に記述することにする。

Ⅰ区は、図3のとおり調査区の東端と南端が昭和54年の校舎工事の基礎掘削されていたが、工事搅乱が及んでいない北西側で遺構が確認された。

pit 1は、直径60cmの円形の掘方を持つ。埋土は黒褐色粘質土で、遺物は出土しなかった。

pit 2は、直径50cmの円形の掘方をもつ。埋土は黒褐色粘質土で、遺物が出土した。

pit 3は、直径50cmの円形の掘方をもつ。埋土は褐色粘質土で、遺物の出土なし。

pit 4は、一辺50cmの方形の掘方をもつ。埋土は黒褐色粘質土で、遺物は出土しなかった。

調査区北西隅で検出した土坑1は、南西肩を検出したに過ぎないが、北西方向に広がる。円形の土坑であろうか。深さ24cm。埋め土は灰褐色粘質土である遺物が出土していないので時期は不明である。

昭和54年の調査で検出された竪穴住居2棟は、いずれも西側が調査区外に延びる。今回の調査区では竪穴住居の遺構を確認することができなかった。

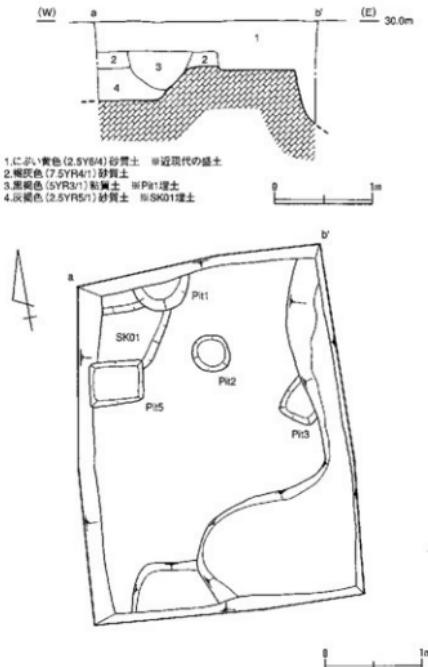


図3 Ⅰ区土層図・平面図

確認できなかった堅穴住居1は、本調査区の東側の基礎擾乱の部分で収まると考えられ、報告書で推定された東西3.8mの規模に妥当性を見いだせた。堅穴住居2については、昭和54年の調査では堅穴住居1と重複が認められることから、わずかに残っていた堅穴住居2の西壁は新校舎の基礎工事によって削平されたと考えると、本調査区で確認できなかったことが理解できる。だとすれば、堅穴住居2の一辺は3.6から4mの方形となる。

II区は、市道を隔てた校舎の西側である。確認できた遺構面は2面で、褐灰色砂質層の上面（標高29.6m付近）、地山面（標高29.2m）で検出した。便宜上、前者を上面遺構、後者を下面遺構として報告することとする。

上面遺構は、調査区の南寄りで検出した東西方向の溝SD01がある。南北幅2.5mで深さ0.28mを測る。溝底が平らで溝肩が短く立ち上がる。検出長最大で13mである。

SD01の東延長は確認できず不明であるが、西延長についてはII区の西20mで実施した平成19年の調査で確認されている。

平成19年の確認の溝は、幅2m以上、深さ30cmで、埋土は暗褐色砂混じり粘質土の単層であった。遺物は中世の土器が出土している。標高30.0m（市内報告平成20年度）下面の遺構には、溝、柱穴、焼土面などがある。

SD02は、SD01に重複し、溝の北側立ち上がりを検出した。計測できた深さは0.35mである。溝の埋土は褐灰色（2.5YR5/1）粘質土の単層であった。

SD05は、調査区北端で検出した東西方向の溝である。南側の肩を確認し、溝本体は調査区外に広がるために溝幅不明である。計測できた深さは、0.3mであるがさらに深くなる。遺物は出土していない。埋土は褐灰色（10YR4/1）粘質土の単層である。

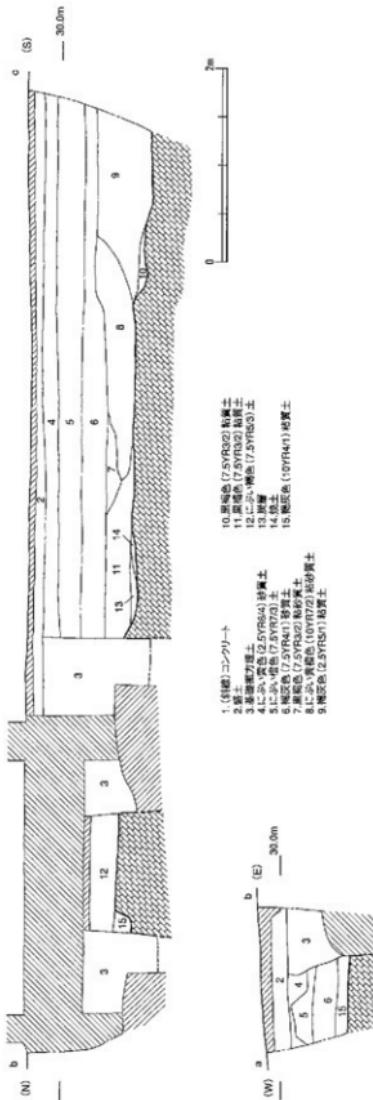


図4 II区土層図

出土遺物は土師器片が出土しているが土器から溝の掘削時期についての決定は困難である。しかしながら、古墳時代の柱穴を切っていることから、古墳時代以降の遺構と考えられる。現状から古代と考えることが妥当であろう。

S D 0 4 は、調査区の北寄りで検出した北東から南西方向の本調査区では斜方向の溝となる。幅0.8~1 m、深さ37cmの規模である。埋土は、にぶい褐色土（7.5 Y R 5 / 3）の単層である。遺物が出土していないので溝が機能していた時期が不明である。本調査区では正方位に対して斜行溝は S D 0 4だけなので、考えられる掘削の時期は昭和52年や平成19年の調査区で検出された掘立柱建物と概ね軸が合うことを根拠に掘立柱建物と同じ時期とみる。しかしながら S D 0 4 と同様の建物軸の柱穴から時期の限定できる遺物は出ていない。したがって、推論の域は脱せないが、東西南北に主軸が描う古墳時代と異なることから溝や建物群を飛鳥時代後半期と考えるほうが妥当であろう。包含層から出土する遺物からも齟齬はない。

調査区の中央で東西方向の落ちを検出し、S D 0 3 として遺構掘削したところ焼土面を検出した。埋土は、黒褐色（7.5 Y R 3 / 2）粘質土であった。

地山面で確認した焼土面は、直径20cmの円形状を呈し、焼土面の上に厚さ8cmの炭層が覆う状況であった。現状から考えられる焼土面の性格は、竪穴住居の炉である可能性が最も高い。炉周辺には竪穴住居の柱穴が見当たらないのも、古市遺跡で検出された3棟の竪穴住居とも共通する構造である。

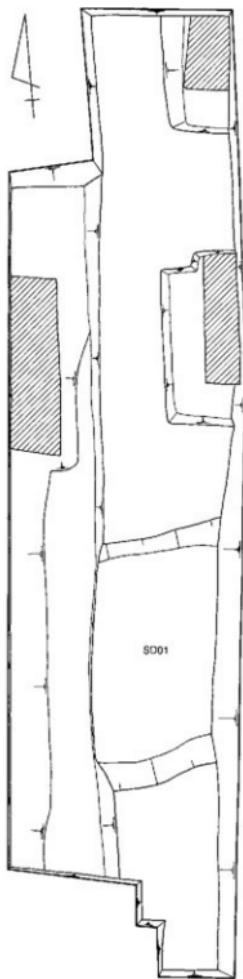
確実な炉は今回が初めてになるが、昭和62年の竪穴住居は東辺の壁際に焼上、炭が検出されたので炉があったと報告されている。

掘立柱建物を構成する柱穴は、調査区の東西最大幅が1.8mなので柱間が今一つ判らない。南北方向の柱筋はある程度建物を復原するには可能な長さを有する。

そこで柱穴の群を明確にする必要性が、その試みを掘方の埋土で細分することにした。柱の掘方は、I類の黒褐色（10 Y R 3 / 1）とII類の暗褐色（10 Y R 3 / 4）の埋土に二分できる。そこから導き出せる傾向として、円形もしくは隅丸方形の掘方の埋土がI類であり、正方形もしくは長方形の掘り方はII類である。

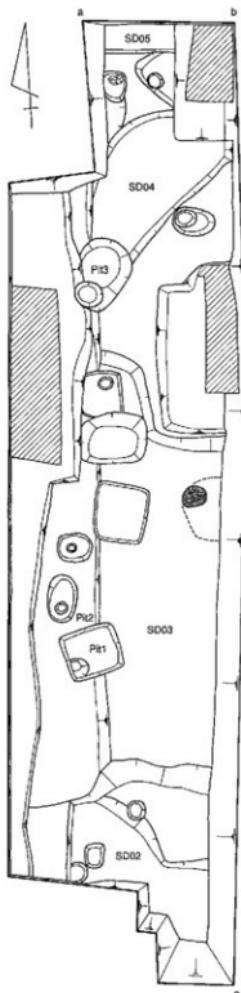


写真1 II区焼土面



(上部構造)

※斜線部分はコンクリート基礎



(下部構造)

0 2m

図5 II区平面図 (左図：上面 右図：下面)

遺物

遺物は両調査区の包含層や遺構から出土しているが、I区から出土した小片の土器は図化することができなかった。したがって、図6の実測図は、図化できたII区から出土した遺物のみとなる。

1は土師器壺の口縁部片である。口縁端部の内側が肥厚する。口径は小片のため復原できなかった。口縁の断面形状から布留系の壺で、古墳時代前期に帰属する。

2から4は土師器高杯で、胎土や色調からすべて別個体の破片と考えられる。2の脚部で、中空で作られ下方に広がる形態をもつ。裾部はさらに広がり裾部の屈曲変化点に円形孔が観察される。3の杯部は口縁部が欠損するが杯本体はほぼ遺存する。内面は中央から外方に向け放射状の暗文が観察され、面調整はヘラミガキを施している。脚に5mm角の刺突がみられる。4の脚裾部は「ハ」の字状に広がる形態である。小片のために裾部の直径は復原できなかった。

5は土師器の瓶の把手部分のみが遺存する。把手の断面は丸く、直径は3.2cmで胴部からやや上方に向けて立ち上げる。長さ5.8cmで、外面の調整はユビオサエが観察される。古墳時代後期か。

6は土師質の羽釜である。内傾する口縁部に「く」の字状に立ち上がる口縁端部は丸く上方に收める。小片のため口径を復原できない。羽釜の鋸部は剥がれていて欠損する。口縁部高は5cmを測る。胴部内面には指ナデが観察される。外面にはナデ調整による。口縁形態から河内地域で製作された土釜で、菅原分類牛の河内B型に該当する。13世紀代であろうか。

7は瓦賀壺の胴部片である。外面調整はヨコ方向の平行タタキを施している。内面は板ナデに調整が観察される。破片の厚みの違いから口縁部に近くが分厚なり、したがって本破片は肩付近と考えられる。

8～10は須恵器の杯身である。反転復元できた8は、口径が11.4cmであった。底部は欠損し、残存高は3.6cmを測る。外面底部付近には灰かぶりが観察された。9は、口縁端部が欠損するが、残存する受け部を図示した。短い受け部に内傾する立ち上がりの断面形態は陶邑編年のTK10型式に帰属する。10も口径が小片のため復原できなかった。

11は、須恵器壺の口縁端部で、破片からは口径は復原できなかった。提示した断面図からは、大きく外反する口縁部の端部は下方に肥厚する形態を呈する。ナデ調整が観察される。器壁の厚さからさほど法量は大きくならない。

12から15は須恵器の高杯で、胎土や焼成、形態などから同一個体とは考えられず、すべて別個体の破片と判断した。脚部裾の12は小片で、破片からの直径が復原できなかった。図示した断面から観察できることは、端部は下方に「ハ」の字状に広がり、丸く仕上げる壠面を呈する。二条巡る突線は口縁端部をヨコナデする際に一部ナデ消しされた部分があることから口縁端部の破片と考える方が良いのかも知れない。13は高杯の杯部である。法量は、杯部高が3.8cm、口径12.0cmに復原できた。杯の下半に二条の突線によって区画された内側に波状文を施している。底部にヘラ記号が観察できるが、4分の一しか遺存していないため全体が不明なことまたスカシ孔の数は不明である。色調は外面が黒色で、断面はアズキ色である。杯の見込み部に灰かぶりが観察されることから蓋を有さない高杯と考えられる。脚部の14は、二段スカシ孔の下半の一部にあたる。直径3.8cmで破片から推定されるスカシ孔の数は三方向である。15は須恵器の高杯の脚裾にあたる。脚は長脚二段スカシ孔になると思われるが、下段のスカシ孔の直下に一条の沈線が廻る。裾部の直径は14cmで、二本の凹線を廻らす裾端部をもつ。

16の須恵器の蓋は、法量と形態から杯Bの蓋と考えた。口縁部付近が欠損するので口径は不明である。残存する破片の最大径は15cmを測る。天井部の頂部付近にのみ回転ヘラ削が施され、中央に径3cmのつまみが付く。色調は灰色を呈する。奈良時代と考えられる。

17は、直ぐに立ち上がる特色をもつ口縁部から器種は壺と考えるより直口壺とした。復原できた口縁部の法量は、口径9.0cm、高さ3.4cmを測る。口縁端面は面を持ち、内外面はナデ調整を施す。残存する胴部にはカキ目が残る。

18の胴部片は須恵器の壺と考えている。4cm×6cm大の破片の外面調整は平行と格子状叩き、内面はナデ調整が観察できる。図は破片の上下左右、傾きは任意である。格子叩きの存在から外面拓本の左側が下になり底部側になろう。

19は、胴部片に把手が付く破片であるので、土師器の甕Bと考えられる。把手は根元で幅5.0cm、高さ5.0cmを計測でき、その平面は舌状を呈する。断面を見ると胴部に直行して貼り付けた把手は円弧を描くように先端を上方に立ち上げる。先端は欠損するが、尖がった把手と考えられる。外面は指オサエによる整形痕が顕著で、甕の本体に接合する部分は指オサエ痕が観察できる。

20・21は、須恵器壺の胴部片である。20の破片は大きく曲線を描き、断面厚1cmの器壁は感覚的であるが胴の下半に当たると類推した。外面に施された叩き調整が所々磨滅しているのは底部の擦れ痕として考えた方が理解しやすい。なお、内面に見られたあて具痕は車輪状文である。

対して21の破片の断面厚は0.4cmと20の破片に比べ器壁厚は薄手で、破片の内面に見られる青海波文をナデ消す調整の存在から口縁部付近の破片と考えた。それぞれの破片断面の傾きはイメージ的ではあるが以上に示した根拠をもとに提示した通りである。21の外面は拓本では平行叩きが見ることができるが、実物は自然軸が表面を覆い見た目に確認しづらい。

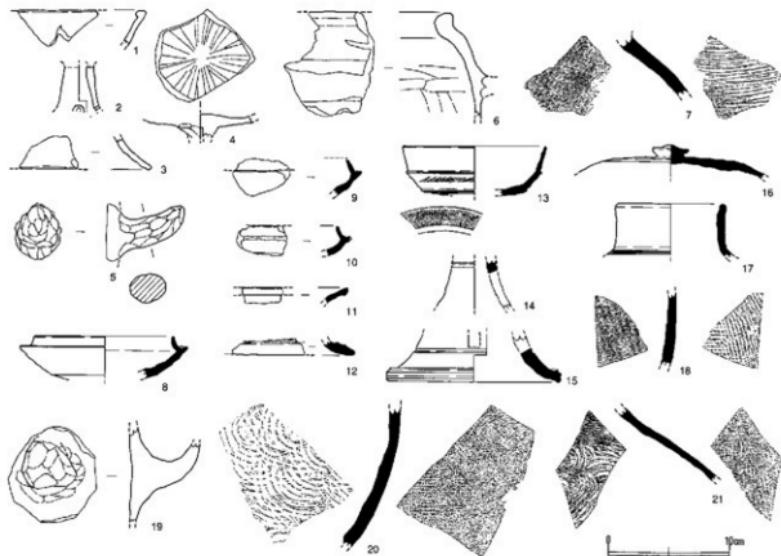


図6 II区出土遺物実測図

まとめ

調査面積が狭いにも関わらず得られた資料は、古市遺跡を考える上では重要な内容であった。ここで、特筆できる事項を三つ掲げてまとめにしたい。

①中世期の遺構は東西溝がある。平成19年の調査区の成果から総長20mを超える。区画溝であろうか。遺物が出土していないが、包含層の14世紀の土器から概ね南北朝時代として捉えられよう。

②下層遺構で検出した斜行溝は、方位に主軸と同じとする6世紀後半の掘立柱建物より後出と類推し、奈良時代頃の時期として捉えたい。

③検出した焼土面を炉跡とした。したがって落ちは竪穴住居跡となろう。調査面積は狭いためその判断は今後の調査に委ねるが、過去の調査で検出された竪穴住居は壁溝や柱穴がない。

以上であるが、今回検出した柱穴は昭和52年や平成19年の調査で確認された掘立柱建物を構成する柱穴に属するものの建物を復原するには至らなかった。過去の調査成果から掘立柱建物は小学校校地の広範囲に造営されたと思われ、古市古墳群終焉を契機に始まった。

羽曳野市教育委員会1979『古市遺跡発掘調査報告書』

羽曳野市教育委員会1987『古市遺跡群Ⅳ』

羽曳野市市史編纂委員会1994『羽曳野市史第3階』笠井敏光「古市遺跡」

羽曳野市居幾委員会2011『羽曳野市内遺跡調査報告書・平成20年度・』

羽曳野中学校内散布地

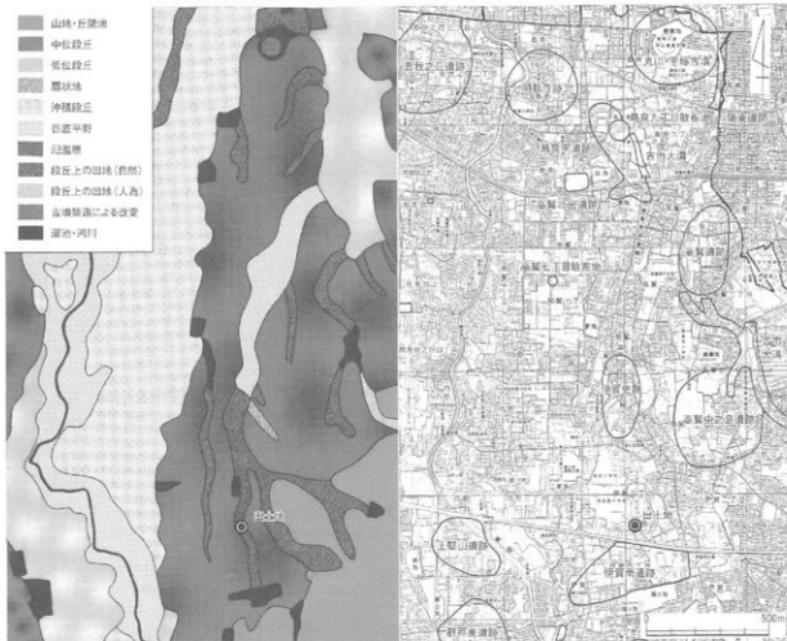
羽曳野中学校内散布地の概略

伊賀5丁目42番地の1にある羽曳野市立羽曳野中学校は、羽曳野市立高鷲中学校から分離されて昭和48年に創立した。学校が建てられる以前の風景は段差のある田畠が広がる光景で、江戸時代から続く景観と考えられる。万延元年（1860）に製作された伊賀村の絵図には落ヶ池から北へ延びる水路を水源とした水田が描かれていることからも窺える（羽曳野市史編纂室1985）。

図7の地形分類図を見ると、遺物出土地（黒丸印）は羽曳野丘陵の北側より派生する中位段丘の段丘上に存在する自然の凹地にあたる。地形図から幅40m程度開口する谷地形にあたる。現状の標高は38mであるが、中学校造成前とおよそ1.5mの比高がある。

羽曳野中学校内における調査は、平成22年に羽曳野市教育委員会が実施したのが最初である。範囲外のため試掘調査依頼書に基づき耐震工事の立会を実施している。結果は、表上の直下で地山を確認したが造構や包含層は立会範囲では検出できなかった。

しかしながら、図8の遺跡分布図から羽曳野中学校（黒丸印）のすぐ南に平成7年に発見された伊賀南遺跡が分布し、北方300mには伊賀遺跡や高鷲中之島遺跡が周知されている。分布図からは東除川に流れ込む小河川が形成した中位段丘上に生活拠点が形成されていることが読み取れる。



調査の契機と経過

今回申請のあった羽曳野市伊賀5丁目42番地の1にある羽曳野中学校の校地内に幼稚園の園舎の新築工事の計画が持ち上がったのは平成22年の春であった。

該当地は周知の埋蔵文化財保有地ではないが、申請地の南にあるマンションの敷地から土器が出ていることを知った。土器は自然流路から出土しており、流路が羽曳野中学まで延びる可能性があった。担当課に依頼書の提出を頼った（※写真3の中央に写っている建物部分）。

平成22年8月16日に本市長から試掘調査依頼書の提出があり、同日これを受理した（羽教生社2274号）。担当課と調整を重ねたところ平成23年2月15日に試掘調査を実施することになった。前日の関西を襲った大雪の影響で、早朝の現場は一面の雪景色であった（写真3）。

試掘調査の結果は、予想通りに自然流路を確認するに至り、堆積層より占墳時代の須恵器や土師器などの土器が出土した。

土器が出土したことにより同年2月21日に依頼者の羽曳野市長名で遺跡発見の通知があり、これを受理した（2月22日付け羽教生社2553号）。羽曳野市教育委員会では土器の出土があったが構造が発見されなかったことから遺跡とはせず、遺物散布地として谷地形が存在する東西50m、南北180mを「羽曳野中学校内散布地」（羽曳野市遺跡番号203）として、教育委員会平成23年2月22日羽教生社



写真3 試掘調査前風景

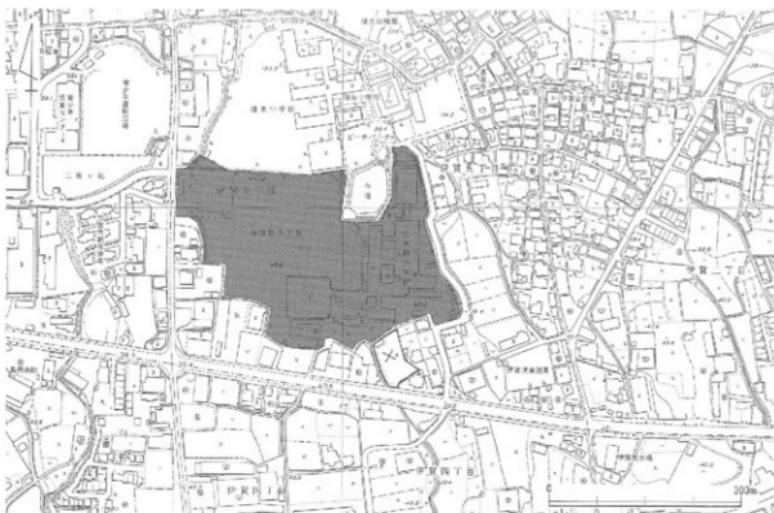


図9 調査位置図

2553号 「伊賀地区内の埋蔵文化財発見の届出」を提出した。大阪府教育委員会教育長から平成23年3月29日付け（教委文第11-20号）で「遺跡の発見について（通知）」があった。

試掘調査の成果により本調査が必要となったので、担当課と調整協議に入った。協議の結果、敷地内の全面調査を3月8日の火曜日から実施することになった。ところが、3月11日の金曜日が羽曳野中学校の卒業式であったため掘削は週が明けた14日の月曜日から始まった。

調査が始まると、調査区の西側で表土を掘り下げた際に塩ビ管の水道管を破損する事故が生じ、さらに敷地内からコンクリート製のヒューム管、鋼管、新たな水道管などの地下埋管が無数に埋まっていることが判明した。そのため、埋管部分を避けての調査継続となった。

掘削できる範囲が限定されるなか、1m四方のグリット2ヶ所設定でき、調査は3月16日まで実施した。調査では、敷地内の自然流路の規模や方向性が明らかにできなかった。発掘調査が困難な状況で作業を進めても危険が伴なので、基礎工事による掘削時に調査する方向で関係機関と調整し、安全優先で調査の継続をお願いした。

協議の結果、基礎掘削時に立会を実施することになった。

年度が変わり平成23年の8月から工事が始まった。計画している園舎は東西方向で基礎は施工上北側に7カ所、南側に7カ所の計14ヶ所の壺堀による掘り方であった。便宜上、北東隅を1調査区とし、西へ2調査区、3調査区…とした。したがって、北西隅が7調査区となり、南側の東が8調査区で、そこから西へ9調査区、10調査区…そして南西隅が14調査区となる。

流路の上層確認と土器の集収を立会の目的として、実施日は8月30・31の両日に実施することになった。

立会の結果、調査の目的である流路の幅は確定できず、30mを超えることが指摘するにとどまった。しかしながら遺物を含む層位と土器が集中する地点を確認ができ、大きな成果を得た。



図10 調査区配置図

基本層序と遺構



写真4 挖削断面土層

旧耕土以下の堆積は、40cmの灰色（7.5Y 5／1）粘土、20cmのオリーブ黄色（5 Y 6／4）粘質土、18cmの灰色（10 Y 5／1）粘土、75cmの青灰色（5 BG 5／1）細砂であった。細砂の下の段丘疊が地山にあたる。

遺物は最下層の青灰色細砂から出土する。土器は古墳時代に限定される。

試掘や調査では自然流路の幅は確定できなかった。立会において幅は30mで、深さ3.0~3.5mを推定できた。

試掘や立会の調査では造構は確認できなかった。流路の両肩部分はかなり削平された可能性がある。造成土に混入する灰褐色のブロック内に土師器片が包蔵されている。遺物が見られるブロックは造構埋土と考えられ、流路の東側に生活面が推定される。採集された土器片の中には瓦器が含まれていた

るので中世の造構の存在も推測できる。

基礎工事の立会調査で流路の堆積層が確認できなかったのは13調査区、14調査区の2ヶ所であった。

したがって、7調査区と12調査区の2ヶ所で流路の西肩が、1調査区で流路の東肩が確認されたので、流路幅は18mを測る結果となった。

土器の出土地点は、中心より東側寄りに集中することから谷の東側に生活空間を求めることが妥当であろう。このことはブロックの確認状況が東寄りのある点とも齟齬はない。

今回の調査区の東側に生活空間が予想されるものの、学校造成時に削平されている可能性が高い。

図11に20分の一スケールの土層略図を提示した。写真2は平成23年3月15日に実施した試掘調査で確認した上層断面である。

基本層序は、現地表面下から140cmまでが羽曳野中学校を建てる時の造成土になる。写真4から見て取れるように、黄褐色粘土の盛土中に灰褐色のブロックが部分的に見られる。

その下が、厚さ30cmの黒色上で、土質から旧耕作土と考えられる。したがって、造成前の旧表面は現地表面から140cm下であったことが判る。



図11 土層柱状図断面図

遺物

遺物の種類は土器のみで、試掘や立会調査時においては古墳時代に限られる。ただし、試掘では瓦器、土師器の小片が採集されている。ここでは、自然流路の青灰色細砂層に包蔵されていた古墳時代の遺物を中心に記述することにしたい。遺物は試掘、調査、立会調査において出土品であるが一括報告とする。

図12の1～13は土師器であるが、土器表面の残りは須恵器に比べて極めて悪い。したがって、内外面の調整が観察できなかった資料を多数存在する。

1は椀であるが、口縁部と底部付近が欠損する。遺存する口縁部付近の直径は11.4cmで、残存する器高は3.8cmを測る。外面に指頭痕が観察される。古墳時代後期に該当する。

2は高杯の脚部で、杯部と脚裾部が欠損する。残存する長さは8.4cmを測る。脚上部は杯部に挿入するソケット状を呈する。外面の調整はナデをしている。古墳時代特有の製作方法を用いている。

3から12までは壺で、口縁部の形態からi類からvii類の7つに分類した。i類とした3・4は、頸部から直上に延びる口縁部の端部が外方に折れるタイプである。ヨコナデによる調整で、胴部には整形時のユビオサエの凸凹が見られ、部分的にハケメが施されている。ii類とした5・6は、頸部が「く」の字に折れる口縁部をもつ。端部は上方に立ち上がる。調整は磨滅により観察できない。iii類は、7・8は「く」の字、外方に肥厚する。iv類の9の口縁は、頸部との境が緩慢で、調整より3cmの口縁部高を計測できる。端面は上方に肥厚する。胴部の外面調整は縦方向のハケメである。v類の10は、「く」に折れるが、緩やかに外方へ曲がる。口縁端面も丸く仕上げている。11も「く」の字に屈曲するが水平に延びる口縁端部をもつ。vi類とした。vii類とした12は、口径19.8cmの外反気味の口縁部をもつ。i類からvi類は古墳時代と考えるが、vii類は奈良時代まで下る資料と思われる。

13は鍋である。復原できた口径は33.0cmであった。口縁部を外反し、端部は水平に外方に延び端面を丸くおさめる。胴部は分の1程度残存で、底部は欠損する。外面の調整はハケメ、内面はナデを施している。把手の有無については当該破片から不明である。

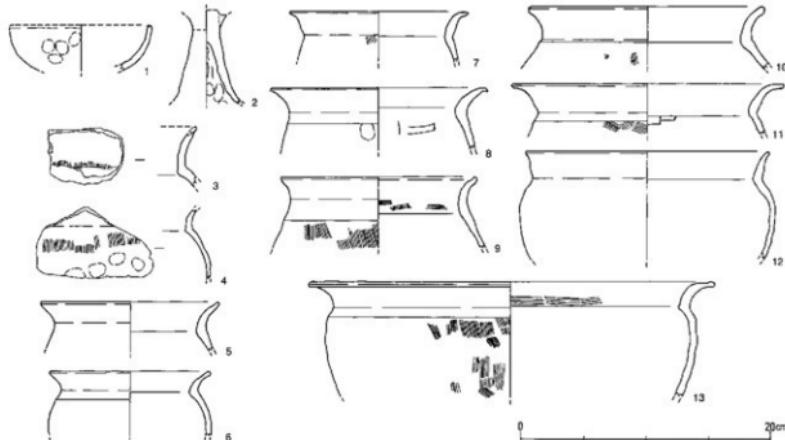


図12 出土遺物実測図1（土師器）

図13（14～63）は須恵器を提示した。量的には蓋杯が多く出土した。ここでは、平成12年に調査を実施した高鷲遺跡の蓋杯分類に従うこととした（羽曳野市教育委員会2003）。

図化した14から35までに杯の蓋のうち、つまみを持つ19と口縁部と天井部間に凹線状と内面に段を有する30以外の口径は16cm未満の法量である。

30は口径16.0cmを測る。高鷲遺跡の蓋杯分類はD類に該当する。

30以外は、明瞭な境が見られないE 3類に限られる。E 3類にはキザミ目を入れる口縁端部が存在するが、本遺跡でもキザミ目がある杯蓋の存在が認められた。20から25が該当する。ヘラ記号が16、17、25、32、34、35に見られる。

36から50までが杯身である。50の底部には平行する2条のヘラ記号が見られた。

分類した形態の差異は時間の経過を示すものであり、高鷲遺跡の須恵器分類ではD類がMT15型式、E類はTK10型式としたが、本遺跡でも陶邑編年の時期に齟齬はない。

分類した杯蓋に属さない19の天井部には乳頭状のつまみが形態の蓋である。口径が17.4cm、器高は4.8cmの法量である。口縁部端部は広がる内面にかえりが付かないタイプである。

51は杯Bの底部片である。口縁部が欠損する。復原できた高台径は9.2cmであった。奈良時代の遺物であるので採集時の流路堆積層外の混入品であろうか。

52から54は高杯であり、杯の形態から二分した。一つは、52の「たちあがり」がある口縁形態で、便宜上I類とした。52は口径12.4cm、杯部の器高3.8cmを測る。底部には「ハ」の字に広がる脚が貼り付くと考えられる。対してII類とするのは、口縁部を立ち上げ、杯には突窓か沈線を巡らす。53・54が該当するが、53は杯と脚とは直接接合しないが観察した破片の色調や焼成が同じであったので両者を同一個体として図化している。54は口縁部付近が欠損しているが、杯の中央に沈線が廻るのでII類とした。底部付近には回転ヘラ削りを施している。細身の脚が付くと思われる。

55は提瓶の破片で、口縁部と胴部（肩部）が遺存する。口縁部は、口縁部高さ5.0cm、口径7.7～8.0cmやや歪んでいる。胴部の外面はカキ目が施され、ヘラ記号が認められる。両肩部に貼り付けられた吊下げ環は、径1.2cm、突出長の1.8cmの突起となっている。

56は長頸壺の口縁部である。口径8.6cm、口縁部高11.6cm、基部径7.0cmを測る。外上方に外反する形態で、端面は尖がり気味に仕上げる。

57は壺の口縁と考えられる。復原できた口径は13.4cmである。逆「ハ」の字に外反する口縁端部は下方に折れ、やや外方に垂下する。外面にカキ目が観察される。

58は壺の口縁である。口径19cm、器高3.8cm。頸部から逆「ハ」の字状に広がる形態で、端部は水平に肥厚する。端面は丸みをもつ。

59は頸部から腹部にかけての壺の破片である。頸部径が12.8cmである。

頸部はナデ調整を施している。肩部の外面にカキ目を施す。

60は壺の口縁端部である。小片のために口径が復原できない。端部は折り返して端面を丸く仕上げる。

61から64は壺の胴部片である。特徴的な破片ではないのでレイアウトに根拠はない。観察できた調整は、外面叩き。そして内面は当て具痕が施されている。

以上、出土した須恵器の蓋杯からは、陶邑編年のMT15型式からTK10型式の範疇に収まり、6世紀前半代に位置付けられよう。ただし、51のような時期が下る須恵器や土師器にも古墳時代より新しい形態を示す遺物も若干認められるので、古墳時代以降にも集落が継続して存在する可能性も示唆された。

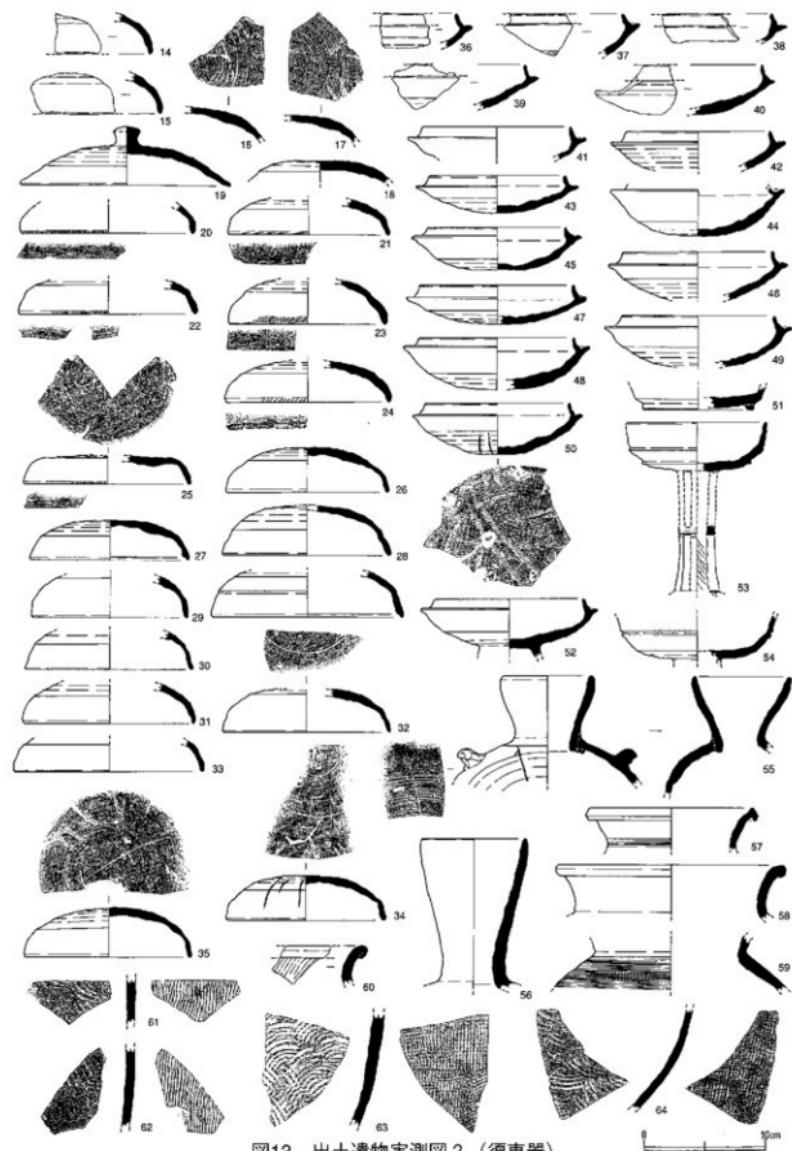


図13 出土遺物実測図2（須恵器）

まとめ

今回の調査で明らかとなったのは、羽曳野中学校ができる前の景観は、谷地形を利用した田が存在し、谷の堆積層から古墳時代の土器が出土し、周辺にかつて古墳時代の集落の存在が推測されたことである。

羽曳野中学校の東、今回調査地はかつて「今池島」と呼ばれた谷地形が存在していたことが地籍図や航空写真から窺い知ることができる。谷地形の東肩付近に遺物が集中する出土状況から土器は東の段丘面から破棄されたことになる。そこに居住区域が想定される。旧耕土上の整地層に遺物が包蔵される灰褐色土のブロックが入ることから、高い部分を削った際に遺構の埋土と一緒に谷へ地山と埋められたと想像に難しくなかろう。

東除川の東岸域で古墳時代の集落遺跡は伊賀遺跡や伊賀南遺跡などが周知されているが、今回羽曳野中学校散布地は伊賀遺跡、伊賀南遺跡の間を埋める遺跡となり、ほぼ300mの距離をおいて点在することになる。

【付記】

伊賀5丁目地内出土遺物の報告について

今回、羽曳野中学校において試掘調査の必要性を見出した校地南側（伊賀5丁目229-1）の試掘調査成果を紹介しておこう。

試掘調査は、羽曳野市教育委員会が平成7年5月8日と7月31日の2回実施している。調査に至る原因は、埋蔵文化財包蔵地範囲外において共同住宅造成工事のためであった。

5月の試掘調査は、申請地の北寄りに南北報告のトレンチを2ヶ所（第1トレンチ、第2トレンチ）設定し、重機による掘削を実施している。掘削後遺構、遺物確認のため人力による精査を行った。試掘結果は、現地表面より1mほど掘り下げるところに溝状の遺構を検出した（写真5）。

7月に再度、試掘調査を実施した（図14）。申請地の北側に東西方向の第3トレンチ、第3トレンチの南に南北方向の第4トレンチを設定し、前回同様重機による掘削を実施した。

第3トレンチは、東西方向で長さ22mの調査区である。東端から1～3mのところに搅乱が認められた。また、東端から4～5mのところに溝状遺構らしきものが認められたが、掘り方がはっきりせず、遺構と認定するには至らなかったようである。

また、第4トレンチでも現地表面下に1mほど掘り下げたが、遺構は認められなかった。

調査カードには、5月の試掘時に認められた溝状の遺構も自然地形の可能性が高いと記載されている。二度に渡る試掘結果から、当該地の発掘調査の必要が無いと判断している。ただし遺物はかなり出土しているためであろうか、「今後注意を要する。」と促している。

今回、平成7年の試掘調査の遺物は実見していないが、羽曳野中学校の遺物と共に通するならば集落の位置はさらに限定されるであろう。

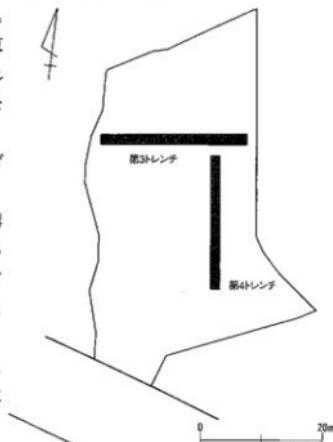


図14隣接地調査区位置図



写真5 平成7年5月試掘調査土層断面

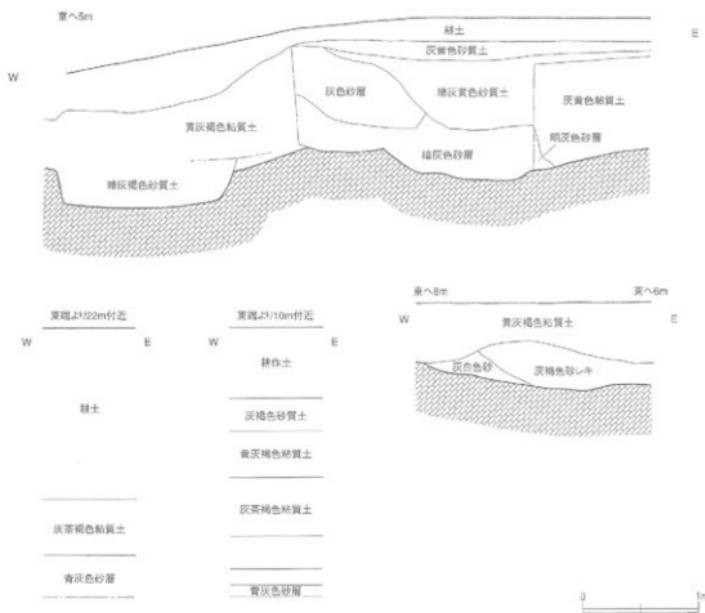


図15 隣接調査区土層略図



写真6 平成7年7月調査区断面写真

遺物の出土状況から羽曳野中学校散布地の東側に集落本体が存在することになろう。流路から出土した土器は多い量とは言えないが、古墳時代後期と奈良時代の二時期に限定できようか。流路の遺物ではないが、整地土の土砂に鎌倉時代の遺物がみられた。中位段丘上に遺跡が広がる集落であった可能性がある。周辺での新たな資料の増加に期待したい。

羽曳野市教育委員会2003「羽曳野市内遺跡調査報告書・平成12年度」

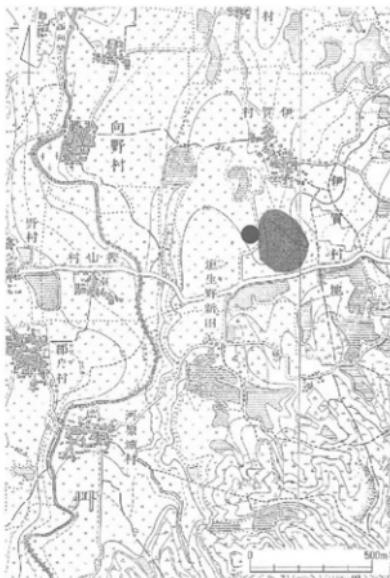


図16 羽曳野中学校周辺遺跡

チンチン山遺跡

チンチン山遺跡の概略

古市4丁目地内に東西、南北100m四方の範囲が遺跡と周知されているチンチン山遺跡は、弥生時代の遺物が出土する散布地として知られている。昭和36年の『大阪府遺跡地名表』にはすでに記載がみられる（大阪府教育委員会1961）。しかしながら、遺跡名の「ちんちん山」という名称の由来は詳らかでない。

古市地内にはチンチン山遺跡のほか、上堂遺跡が分布していたが、昭和54年に古市小学校の調査を契機に上堂遺跡の一部が古市遺跡に名称が変更され、その後古市遺跡の範囲が拡大する中でチンチン山遺跡と重複することになった。遺跡の立地は、旧大乗川に面する台地の西縁に広がり、いわゆる誉田台地の低位段丘に属する。標高30.4mで旧大乗川の流路跡の地表面と1.5mの比高の差がある。

羽曳野市教育委員会がチンチン山遺跡の調査がされた昭和56年以前の発掘調査例は詳らかでないが、表採遺物の報告が散見される。

その一例が、「古代研究9」に資料紹介されている小型の壺である（岡本1976）。大乗川の河川改修工事の際に採集された資料であるが、現在周知されているチンチン山遺跡の範囲から外れるが遺跡の広がりを考えるには重要といえよう。土器は9.6cmの高さを測る。底部の端面を削り丸底風に仕上げている。調整は××が観察される。最大胴径11cm、口径8.6cmの法量である。形態特徴から古墳時代前期に帰属するものであろうか。

実態の分からぬ遺跡ではあるものの昭和55年刊の『羽曳野史』の誌上に市内の弥生遺跡として三木精一氏が紹介されている（三木1980）。

そのほか、古市小学校には本遺跡出土の土器が所蔵されていた（羽曳野市教育委員会1980）。遺物



図17 チンチン山遺跡の範囲と調査位置図

を整理した笠井氏の報告によれば、甕の底部の1点がある。底径4.3cmで、外面叩きが観察されている。胎土に角閃石を含み、色調は茶褐色であることからいわゆる生駒西施産の土器である。

古市遺跡と重複後、昭和56年に羽曳野市教育委員会が調査を実施している。調査では中世の土坑が検出され、弥生時代の遺構は確認できなかった。土器も弥生時代後期に属する碎片が出土しただけである。

調査の契機と経過

平成22年、建築住宅課から古市地区における埋蔵文化財の照会が歴史文化推進室にあった。地区的全域は古市遺跡が周知され、工事予定地については“ちんちん山遺跡”に該当する回答をした。また、既往の調査成果の内容についても報告しておいた。

年度が替わり、平成23年4月20日に子育て支援課から市長名で古市4丁目448-1に複合施設の建設にかかる埋蔵文化財調査届出が提出された。同日これを受理した（羽教生社第2024号）。

今回申請のあった公園部分は平成2年に羽曳野市教育委員会が立会調査を実施している。立会調査の成果は、遺構も遺物も確認されなかった。

現在同地は自転車を止める空間であり工事に当たり駐輪場を新たに作ることになった。設置場所は、羽曳野市古市4丁目2-10ある羽曳野市立古市南幼稚園に駐輪場を建設される予定地の調査である。教育総務課学校施設担当に依頼書の提出を願った。平成23年7月26日に本市長から発掘調査届の提出があり、同日これを受理した（羽教生社2164号）。担当課と調整のうえ、申請書に基づきよう壁工事の立会をすることとなり、平成23年8月4日と5日に実施した。

複合施設予定地の調査については、遺構の有無を確認するための試掘を実施し、調査方法についても協議することとなった。試掘にあたり調整に手間取り、実施したのは平成23年9月13日であった。調査は、予定地の南寄り東西方向のトレンチを一本設定し重機による掘削を実施した。

届出による遺跡名は古市遺跡とチンチン山遺跡の二遺跡であるが、出土遺物に弥生時代後期の土器が散見できることから、当報告では弥生時代の遺跡としてのチンチン山遺跡とした。それは古市遺跡の拡大に伴い取り込まれた事情の併記されるチンチン山遺跡の名称にあえて拘ってみた。

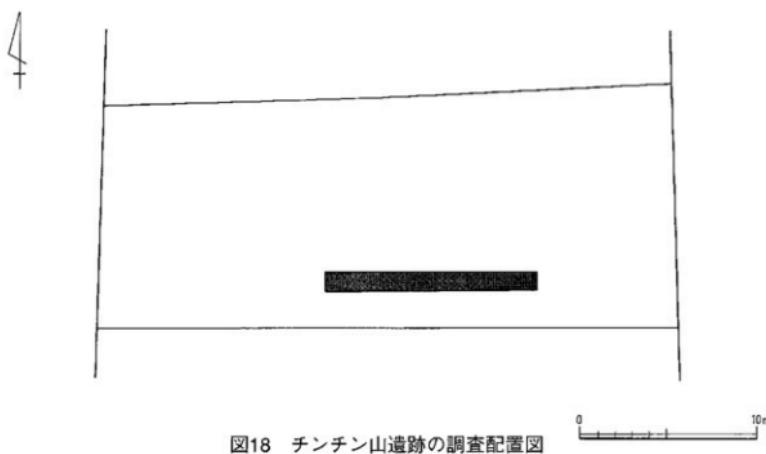


図18 チンチン山遺跡の調査配置図

【複合施設】

基本層序と造構

調査は、申請地に東西方向の長さ12m、幅1mのトレンチを一本設定し、重機による掘削を実施した。

基本層序は、現地表面下20cmが公園の盛土、以下20cmの鈍い黄褐色土、25cmの黒褐色土、45cmの褐色土、そして地山となる。

三層目の黒褐色土は、水平堆積でしまりがあるがガラス片が混入していたので、現代の造成土と考えた。したがって黒褐色土の上に堆積する鈍い黄褐色土は公園造成時の盛土の一つと理解した。黒褐色土の下層の褐色土からは弥生土器や中世の土師器が出土したが、同層に近代瓦や陶磁器が含まれていたことから、近代以降の層で弥生・中世の遺物が混入していると判断した。

造構については検出できなかった。地山に若干凹凸を確認したが造構として判断できるような堆積を確認できなかった。

遺物

1は、弥生土器の底部の破片である。底部中央が欠損し、残存する底面から4.4cmの底径を復原できた。底部破断面が剥離しているのは、ドーナツ状に成形した底部中央に粘土を挿入した製作方法であるためである。底部外面には左斜め叩きが観察される。内面はナデ調整である。外面が焼けることから甕と判断している。

2は、土師器甕の口縁端部の破片である。頸部は不明であるが、残存する断面から「く」の字状になる口縁と類推する。口縁端部が折り曲げて肥厚する。

3は、土師皿で口径8.6cmを測る。口縁部付近を強くヨコナデ、外部はユビオサエを施す。底面は欠損すつが底径3.6cmを測る。いわゆる、ヘソ皿である。色調は浅黄橙色系である。13世紀製作。

4は、土師皿である。口径9.0cm、器高1.5cmを測る。色調は浅黄橙色系である。製作年代は14世紀と考えられる。

5は、土師皿で口径は14.4cmを測る。色調は浅黄橙色系である。製作年代は16世紀と考える。

6は、土師皿の口縁部片で、復原口径14.8cmになる。口縁部ナデ、外面には指オサエ痕が明瞭に残る。色調は浅黄橙色系である。製作年代は16世紀と考えられる。

7は、土師皿である。復元し得た口径は14.8cmである。口縁部を横ナデ、端面は尖った形態を呈している。外面に荒いハケ目が観察される。色調は橙色系である。

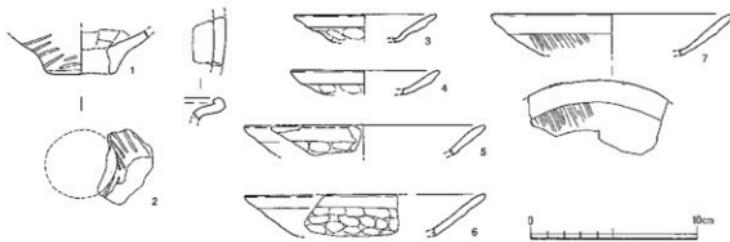


図19 出土遺物実測図

小まとめ

申請地の西側は平成2年に試掘が実施され、60cmまで盛土であることが報告されている。今回の立ち合いで得た結果も同様である。近代遺物が混入する黒灰色砂質土層からは土器片とともに弥生土器片も採集できた。弥生土器の破片は、小さいものの土器片の表面には磨滅もないことから調査周辺に存在する弥生遺跡の遺物が混入したと見るべきであろう。

【幼稚園内】

基本層序と遺構

連絡を受けたのが工事着工後であり、急遽立会を実施した。基礎工事のため掘り下げられた断面を観察した。

基本層序は、現地表面下68cmまでが幼稚園の造成土である。その下に30cmの暗褐色砂質土を確認した。同層から弥生土器片が近世瓦と出土したので2次堆積と判断した。

掘削範囲では、地山を確認することができなかった。したがって、遺構については未確認である。

遺物

採集した遺物は弥生式土器であり、破片の中から図化できた5点を提示する。

1は弥生土器の高杯で、杯部接合部分が遺存するのみである。緩やかにハの字状にひろがる。接合方法は不明である。外面の調整はタテ方向に細かいヘラミガキが観察される。色調は橙色系である。

2は高杯の脚部時で、脚は中実であり、直線に延び、脚裾で大きく広がる資料である。広がる部分に円形のスカシ孔が3つ認められる。外面調整にタテハケを施す。色調は橙系。

3は弥生土器の壺底部である。底径4.4cm。内面には工具痕跡が残る。色調は橙系である。

4は弥生土器の壺底部で、掘り出す際に数点の破片に破損してしまったが、接合すると底径5.2cmになる。内面にクモ巣状が見られる。

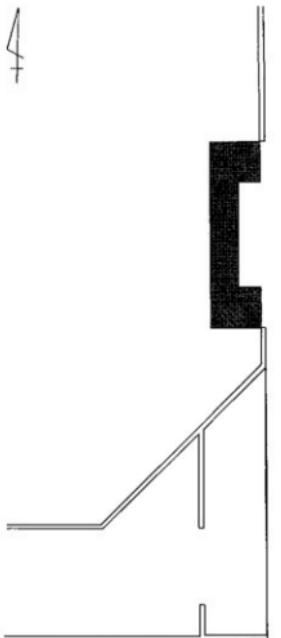


図20 立会地点位置図

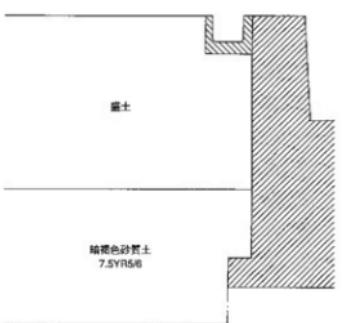


図21 土層略図

外面は叩きが存在する。色調は黄褐色系であった。赤色斑岩を含む。

5は弥生土器の甕頸部から肩付近にかけての破片である。小片のため頸部径を復元できなかった。頸部外面はナデ調整が見られるほか、外面は右斜め方向の叩きが見られる。内面には横方向のハケ目が認められる。色調は浅黄橙色系。胎土は白色砂を多く含む。外面が煤けている。

小まとめ

幼稚園内の試掘は昭和63年に実施され、その成果は80cmまで盛土であることが報告されている。今回の立ち合いで得た結果と変わることはなかった。本調査区でも暗褐色砂質土に新しい遺物と弥生土器が混入する事実は、弥生時代の遺構が大きく搅拌されている可能性が高いと思われる。

まとめ

今回隣接する二カ所の調査で明らかとなったのは、出土した土器から弥生時代後期の集落跡が近隣に存在すること。集落跡の中心は、今回調査地点から指呼の距離で弥生土器が大量に出土した古市4丁目463と考えている。弥生時代後期後半の高杯、鉢、壺、手焼りの土器は、段丘縁辺の傾斜地の自然堆積土に包蔵していたと報告者は解釈している（『古市遺跡群』XXV）。

したがって、チンチン山遺跡は弥生時代後期の遺跡として再評価せねばならないであろう。

参考文献

岡本広義1976「大阪府羽曳野市チンチン山遺跡採集の弥生式土器」『古代研究9』

三木精一1980「石川流域の弥生遺跡について」『羽曳野史』第5号

笠井敏光1980「古市小学校所蔵遺物整理報告」『古市遺跡群』II羽曳野市教育委員会

羽曳野市教育委員会1981「古市遺跡群」III

羽曳野市教育委員会2004「古市遺跡群」XXV

羽曳野市1997「弥生集落のうつりかわり」『羽曳野市史』第1巻本文編1

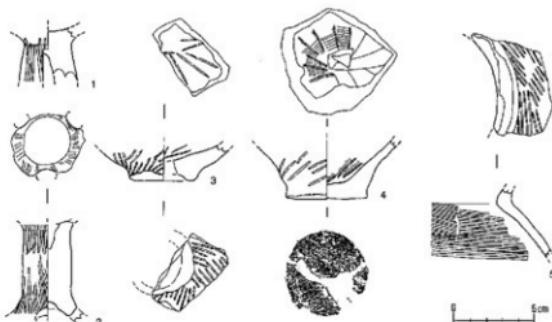


図22 出土遺物実測図

範囲外試掘調査

調査の契機と経過

平成23年4月6日付けで、羽曳野市長から伊賀5丁目262-1において「協働ふれあいプラザ」の建設に係る試掘調査依頼書」が提出された。同日これを受理した（羽教生社第2014号）。

申請地は、文化財分布図では遺跡の範囲外である。当該地は、谷地形にあたり遺跡の存在が希薄な地域であるものの面積が広いこと近隣の羽曳野中学校での遺物発見もあり、試掘の実施方法について協議した。

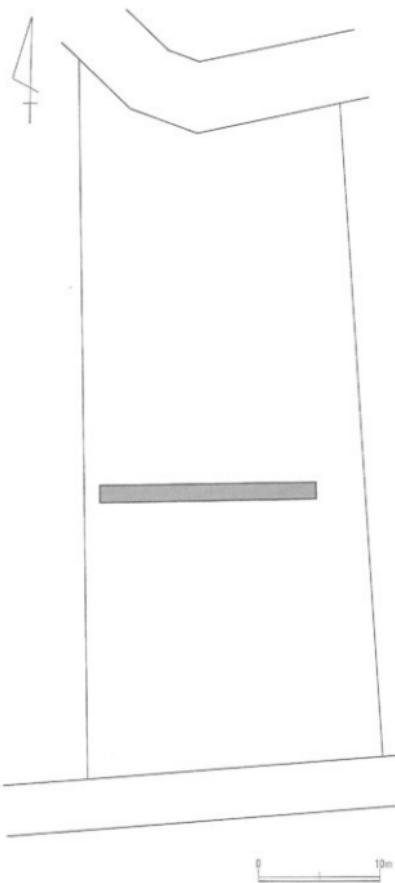


図23 調査区配置図



写真7

基本層序と造構

試掘調査で確認した基本土層は、表土の下に40cmの造成盛土、西方側は浅黄色シルトのベース面で、東方側は東に下降する谷地形が確認された。

谷地形の土層断面は、上から黄色ブロックを含む灰色粘土で谷地形を埋めた土砂と考えられる。その下層は暗灰色泥層で、現代瓦片が包蔵されている。調査区内の最下層は灰色シルト層である。いずれも水平堆積であり、埋没した時期が明らかな暗灰色泥層より上は最近になって埋め立てた。

出土遺物

谷の堆積層から遺物の出土はなかった。

調査成果

今回の調査成果は、以下の3点があげられよう。

- ①申請地の東半分に南北方向の自然流路跡を確認した。
- ②流路の堆積層から一定量の水流があったと推定される
- ③堆積層から遺物はまったく出土しなかったので調査周辺には遺跡が存在する可能性は極めて低い。

高鷲中之島遺跡

遺跡は伊賀1丁目から高鷲4丁目に所在し、羽曳野丘陵から北方へ派生する中位丘に立地する飛鳥時代から奈良時代にかけての集落遺跡で、遺跡の北側と東側には当該遺跡を取り巻くように古市大溝が隣接する。現在、東西約350m、南北400mの円形範囲が遺跡として周知されている。

新規発見の契機となった平成5年度の府宮中之島住宅工事に伴う発掘調査では、古墳1基と塚に囲まれた7世紀代の掘立柱建物群が発見された。古墳は建物造営時に墳丘が削られていたが、周溝跡から5世紀末頃の円筒埴輪が出土したことから字名を付して「ヒガイノ古墳」として周知された。

一方、建物群の南側と東側には掘立柱塙が設けられ、他の調査事例から西側と北側にも塙が存在したと考えられる。塙には門が付き、柱穴の配置から南には間口5mの四脚門、東には間口3mの棟門が設けられたと推定され、これらに続く道路の側溝も検出された。建物は6間×3間東底の大型建物1棟、3間×2間の縦柱の建物1棟が確認されており、建物は真北に沿って建築されており、その配置には企画性が窺える。なお、これらの建物は建替えされた痕跡ではなく、7世紀中頃に造営され7世紀後半頃まで存続して末葉には廃絶し、機能しなくなったと考えられている。

これらの建物と古市大溝は約20mと近接し、大溝まで通路によって結ばれていたと考えられ、両者に深い関係があったものと推察される。建物が機能した7世紀の中頃には大溝も機能しており、建物敷地の選定にあたっては大溝を意識したものと考えられ、この建物群がその配置・規模などから古市大溝を管理していた者の「邸宅」あるいは「役所」に相当する施設の可能性が考えられる。

調査に至る契機と経過

当該地は伊賀1丁目377-4、遺跡の北西部に位置し、住宅地に隣接する田畠が広がる一角に当たる。宅地造成の開発計画に伴う発掘届出書（平成23年1月28日付け 羽敷生社第2528号）の提出を受けた。その後、申請者との協議の結果、平成23年4月25日に事前の確認調査を実施することとなった。宅地部分は水田面に盛土を施し、基礎掘削などはこの造成土内に収める計画であるが、道路部分には



図24 遺跡内位置図



図25 調査区位置図

下水道などの埋管が敷設されることとなることから道路予定部分に調査区3ヶ所を設定し、重機掘削後に断面及び平面を人力で精査した。その結果、現地表面下約0.5~0.6mで遺物包含層が現れ、0.1m程度の水平堆積が認められ土器の小片が出土した。この下では灰褐色~黄色系粘質土の地山面が確認されたが、調査区が小さいため遺構の存在は不確実であった。

計画では埋管などの掘削で遺物包含層が削られることから、人孔及び下水管部分まで調査区を拡張し、遺構の検出を行った。

基本層序及び遺構

重機掘削の後、平面及び断面を人力で精査した。基本層序は、現地表面のアスファルト（約0.1m）、宅地造成土（0.4~0.5m）、その下には旧耕作土・床土を挟んで灰黄色系土の遺物包含層が約0.1mの厚みで水平に堆積する。なお、調査区の東側では、耕作に伴う掘削が及んでおり、包含層は薄くなっている。この遺物包含層からは須恵器や土師器、瓦器などの破片が出土した。

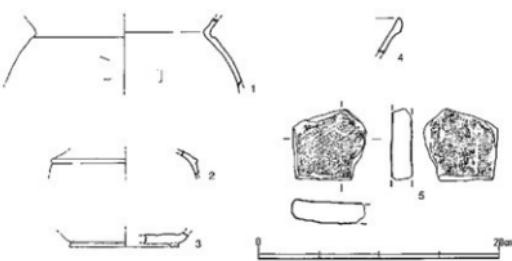
その下は黄色系粘質土の地山面に至り、その深さは現地表面下約0.8mを測る。この地山面を精査したが、調査区の範囲では遺構は認められなかった。

出土遺物

遺物包含層からコンテナ1/4ケース分の遺物が出土した。主に土師器、須恵器、瓦などが出土している。多くが小片であるが、実測可能なものを掲載し、概要を列記する。

1は上部器の甕で、頭部の外径14.5cm・残存高5.9cmを測る。肩の張らない丸味のある体部から「く」の字状に開く口縁部を有し 端部は欠損する。頭部は強い横ナデによって凹みを有する。

2は須恵器の杯蓋で、残存部的最大径は24cm・残存高2.2cmを測る。天井部と口縁部を分ける稜線は鈍いものである。3は須恵器杯身で、底部高台の外径9.0cm・残存高1.3cmを測る。平らな底部から直線的に延びる口縁部を有するものと思われる。高台は低く底部外縁部に「ハ」の字状に貼り付ける。見込み部分は回転ナデによつて丁寧に仕上げられている。



4は白磁の椀残存高3.0cmを測る。口縁部外側に肥厚させ、

端部は丸く収める。また、口縁の下部は指による横ナデで僅かに凹ませている。器壁は薄く仕上げられている。

5は平瓦で、厚み1.8cmを測る。凹面にはナナメコビキ痕が認められる。凸面は繩目叩きの痕が認められるものの、摩耗が著しく詳細は不明である。胎土は粗く、長石などの砂粒が多く観られる。

まとめにかえて

事前の調査によって遺物包含層が確認されたことから調査区を拡張して遺構の検出に努めたが、明確な遺構が確認されなかつたことは残念である。ただし、出土した須恵器の杯などは奈良時代のもの

と考えられ、当該遺跡の時期を追認するものであると言える。

当該地周辺は駅に近い住宅地でありながら未だに耕作地が広がり、自然と良好な景観が残されている。遺跡の性格や範囲を知る上で付近の発掘調査成果が待たれるが、これらの景観や遺跡が大きく壊されないよう保全されることをより強く望むものである。

恵我之荘遺跡

遺跡は恵我之荘2丁目と4丁目を中心とし、市域の北西部に位置する古墳時代から中世に至る複合遺跡である。遺跡の東側には東徐川が蛇行し、沖積段丘を形成しているが、その西側に広がる一段高くなった標高21から24mの中位段丘上に立地する。現在、東西約380m、南北400mの円形範囲が遺跡として周知されている。

周辺の遺跡としては、西側には全国第5位の規模を誇る河内大塚山古墳（墳丘長325m）、東徐川を挟んだ右岸には7世紀後半の創建と伝えられる明教寺、北側に接して難波と大和を結ぶ大津道が敷設されている。

遺跡は昭和63年の集合住宅建設に伴う事前調査で新規に発見されたもので、その際には古墳時代後期の掘立柱建物2棟・土坑・溝などが確認され、中世の掘立柱建物・土坑・溝も検出された。その後、遺跡中央部の調査では5世紀後半から7世紀まで土師器や須恵器に混じり、遺物包含層から勾玉・紡錘車・耳環など貴重な遺物が出土している。また、遺跡東側では韓式土器や土師器を模した須恵器が多数出土した調査区があり、渡来系の集団が関係した居住域である可能性が指摘されている。

また、遺跡内には番上塚や塚廻り、三角など古墳を示唆する字名が点在している他、遺跡内の発掘調査では比較的多くの埴輪が出土していることから、遺跡内にはいくつかの古墳の存在が考えられている。

調査に至る契機と経過

恵我之荘5丁目281-1他2筆に所在する申請地は、恵我之荘遺跡の約60m西側に位置し、遺跡の範囲外であった。しかし、開発面積が300m²を越えるため「土木工事による試掘依頼書」（平成23年6月28日付け 羽教生社第2104号）に基づき、平成23年8月10日に試掘調査を実施した。調査は申請地内に調査区（幅0.9m×長さ6.7m）を設定し、重機掘削の後、断面及び平面を精査した。

その結果、現代造成土（層厚0.6m）の下、茶褐色土・黄褐色土が水平堆積しているが、下層の黄



図27 遺跡内位置図



図28 調査区位置図

褐色土から中世の瓦や土器が出土し、遺物包含層と考えられた。また、断面観察では灰青色粘質土を埋土とする幅約0.8m、深さ約0.2mの溝状の遺構が確認された。

この成果に基づき申請者から遺跡の発見届出書の（平成23年8月22日付け 羽教生社第2209号）提出を受けた。大阪府と協議・調整の結果、恵我之荘遺跡の西側の範囲について、当該地までの長さ60m、幅は最大で45mを道路などの地形・地物を参照に拡張することとなり、大阪府からの通知を受理し、申請者に通知した平成23年9月7日から遺跡として周知することとした。

一方、遺跡として周知されるまでの間に当該地に隣接する北側（恵我之荘5丁目280-6）において共同住宅の開発が計画されたことから、申請者との協議の結果、申請面積が300m²以下であるが「試掘依頼書」（平成23年8月22日付 羽教生社第2208号）の提出を受け、事前の確認調査を実施することとなった。この事前調査では、建物予定地内に南北3.5m、東西0.8mの調査区を設定し、重機掘削の後、断面及び平面を精査した。

その結果、現地表面下0.4mまでは近年の造成土で、以下青灰色シルトの旧畑耕作土（層厚0.15m）、淡褐色シルトの遺物包含層（層厚0.2m）をおき、砂混じり黄灰色シルト段丘被覆層の地山面に至る。包含層からは近世の陶器、瓦が含まれ、地山面では遺構が確認される可能性が考えられた。

以前の試掘調査成果と同様に当該地においても遺構及び遺物包含層が確認されたことから、発見届に伴う遺跡範囲の検討について追加資料として報告した。

いずれの計画においても、建物範囲の地盤改良については近年の造成土もしくは既存建物の搅乱土内に取り保護層も確保されることから遺物包含層及び遺構の現状での保存が図られることとなった。なお、改良工事に際しては改めて立会を行い、掘削が及んでないことを確認した。

出土遺物

遺物包含層及び遺構の埋土などからコンテナ1/2ケース分の遺物が出土した。主に、瓦質土器、陶磁器、瓦などが出土している。図化可能なものを抽出し、その概要を述べる。

1は伊万里焼の染付碗で、底部高台径4.6cm・残存高3.2cmを測る。外面には粗い網目とみられる文様が施されているが、内面の残存部は無文である。縁付け部分は釉が露胎である。2は磁

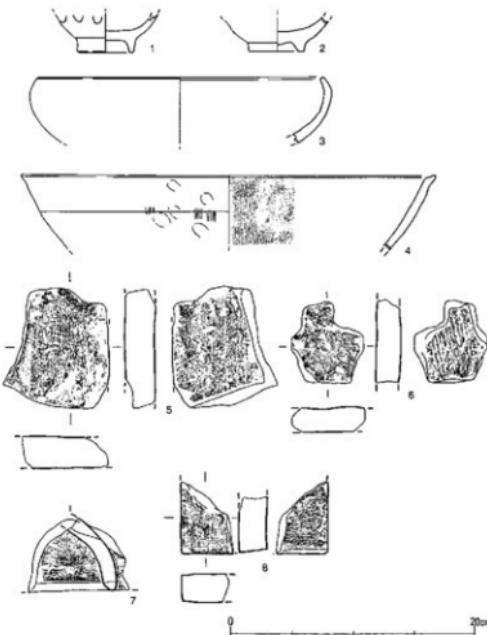


図29 出土遺物

器の椀で、底部高台径4.6cm・残存高2.8cmを測る。また、底部は1cmと厚みを有する。内外面とも淡い青釉を施すが、豊付け及び高台の内面は無釉である。

3は備前焼の鉢で復元口径23.4cm・残存高5.2cmを測る。内弯する体部から、内側へ直線的に傾斜する口縁部を有し、端部は方形にして収める。内外面ともナデ調整を施し、外面の中ほどにヘラ描きの記号が認められる。

4は瓦質の擂鉢で、復元口径34cm・残存高5.8cmを測る。上外方へ広がる口縁部を有し、端部は擴まんで上面と側面をやや凹ませて丸く收める。外面の口縁部付近は指圧痕を残し、一部ハケ目も認められる。内面は丁寧なナデ調整で、5本1条の深い掘り目が認められる。器壁を0.5cm程度と薄く仕上げている。

5・6はいずれも平瓦である。5は厚み2.5cmを測り、凹面は摩耗が著しく調整は不明であるが、凸面は繩目叩きが認められる。6は厚み2.5cmで、凹面はわずかに布目が認められ、凸面には繩目叩きを施す。7は丸瓦で、凹面には平行コビキ痕が認められ、凸面では平行叩痕が認められる。また、側面は面取りが施されている。

8は彎曲部が認められず、セン状のものと判断される。厚みは2.4cmを測る。表面は丁寧なヘラ削りを施し、片面の側面側は幅1cm弱で面取りを行う。側面もヘラ削りにより仕上げている。

まとめにかえて

今回、恵我之荘遺跡に隣接する2ヶ所の試掘調査によって遺物包含層及び遺構が確認されたことから遺跡の拡張をすることとなった。それまでの遺跡の範囲から調査地点までを部分的に突出するような歪な遺跡の範囲となるが、地形などを勘案すると南西側全体が広がるものと考えられ、今後の該当地周辺での発掘調査が待たれる。

また、当該遺跡の時期が過去の調査成果から古墳時代や中世までではなく、さらに江戸時代までを含む複合遺跡であるものと判断され、今回もそれを追認する成果であった。遺跡の西側200mには大塚山古墳を利用した丹下城が築かれており、文献史料では丹下城周辺では南北朝時代から戦国時代にかけて度々合戦の場となっている。その後、天正三（1575）年、丹下氏が帰農して吉村の姓を名乗つて島泉を中心に一帯を開拓していくこととなるが、その活動の舞台として元の居城地までの恵我之荘遺跡やその周辺も含まれていたものと考えられ、また遺跡内で確認される中世から近世の生活の時期とも重なる。

今後、遺跡内の情報を積み重ねるとともに、周辺の遺跡や文化財と比較・検討することで、遺跡の新たな性格や機能が明らかにされることを期待する。

野々上遺跡

遺跡は野々上2・3丁目を中心にして、史跡野中寺旧伽藍跡の東一帯に広がる古墳時代から中世に至る複合遺跡で、羽曳野丘陵が北側へ下降する尾根筋から東側に広がる中位段丘上に位置する。現在、遺跡の範囲は東西400m・南北800mを測り、遺跡内には五手治古墳・野々上古墳・大半山古墳などの古墳時代前期に属し古市古墳群築造前夜を考える上で重要な古墳が点在する。一方、遺跡の南東部に接して宮内庁が「仁賢天皇埴生坂本陵」に治定している仁賢陵（ボケ山）古墳が築かれており、古墳時代後期とされる古墳も存在する。

古墳以外にも羽曳野丘陵の東斜面地形を利用した野々上埴輪窯跡や下田池瓦窯跡などの生産遺跡も存在する他、遺跡の東縁では古市大溝が南北に開削され、南西部では古代の官道である「丹比道」（後の竹内街道）が貫通しており、交通の要所に広がる遺跡でもある。

昭和50（1976）年から大阪府教育委員会や本市教育委員会により継続して行われた発掘調査によって多くの成果を得ている。特に、平成5年度に羽曳野市遺跡調査会が実施した野中寺の東側に隣接する一帯の区画整理事業に伴う発掘調査では、大型掘立柱建物群や井戸などが多数検出された。また、多量の土器や瓦とともに、井戸枠に転用された倭櫓、海老鋸や舞楽面などの特殊な遺物が見つかっており、遺跡の西側は一般的な集落ではなく、野中寺と深くかかわる人々の居住域の可能性が考えられている。



図30 遺跡内位置図



図31 調査区位置図

調査に至る契機と経過

野々上3丁目370番1に所在する申請地は遺跡の範囲外であったが、診療所建設に伴う開発面積が300m²を越えるため、「土木工事による試掘依頼書」(平成23年2月21日付け 羽教生社第2550号)の提出を受けた。申請者との協議の結果、当該地は野々上遺跡から南約100m離れるが、野中寺別院の法泉寺の南側に隣接する点や前面の府道拡幅工事に伴う試掘調査によって遺物包含層や遺構が確認されている点などから事前に確認調査をすることとなり、平成23年4月26日に試掘調査を実施した。

調査は申請地内に調査区4箇所を設定し、重機掘削の後、断面及び平面を精査した。その結果、申請地の南西部は既存建物による搅乱が及んでおり、現代の造成盛土の下は直ぐに黄色粘土の地山面に至る。一方、北西部では現地表面下約0.5mで遺物包含層が水平に堆積し、土器類や須恵器などが出土した。また、東部では現地表面下0.6mで橙黄色粘質土の地山面に至り、これを大きく掘り込む遺構を検出し、埋土より古い時期の埴輪が出土した。

これらの成果から当該地には遺跡が存在するものと考えられることから、申請者から遺跡の発見届出書(平成23年4月28日付け 羽教生社第2052号)の提出を受けた。また、府道拡幅の試掘調査では道路東側の4ヶ所において土器や埴輪を含む層や遺構を確認した成果も合わせ、一帯には遺跡が広がっていることが明らかとなった。また、旧石器時代や縄文時代の石器が確認されていることから古い時期に遡る可能性が考えられた。

大阪府教育委員会文化財保護課と協議の結果、野々上遺跡の南西側の範囲については当該地までを含むものとし、道路までの地形・地物を参照に拡張することとなり、府教委からの通知を受理し、申請者に通知した平成23年6月1日から遺跡として周知することとした。

一方、本調査については、試掘調査で遺構等が確認された敷地北西部を中心に東西15m×南北11mの調査区を設定し、表土及び造成土を重機で除去した後、人力により遺物包含層の掘削や遺構の検出に努めた。調査は平成23年5月13日から5月26日までの実働9日間で、現地調査にかかる費用は申請者の負担で実施した。

基本層序と遺構

当該地は羽曳野丘陵が北側へ下降する尾根筋の東面で、丘陵部から中位段丘への変換点にあたることもあり、調査区の南西部は地山面が高く現地表面下0.6mで現れるが、北側では0.9mと深くなる。また、南側では遺物包含層がなく造成盛土の直下が地山面となることや南隣接地での調査成果などから、既に遺構及び遺物包含層が削平されたものと考えられる。また、東側へも自然地形が下降しており、申請地の東側では調査区の範囲内でも0.4mの差を有し、東の隣接地の畑地とは約3mの比高差を有し、地形の変換点である。

そのため、調査区の北及び東に向けて自然堆積層(北及び東断面-5~7・9・12)や遺物包含層(西断面-4、北及び東断面-1)が厚く堆積する状況が窺える。特に、調査区北東隅で確認された落ち込みの埋土及び上面の土層(東断面-10・12・14・16~18)は厚く、短時間に整地されたものと思われる。ここからは、黒曜石を有する古い時期の埴輪も多く含まれており、隣接地に削平され古墳の存在が考えられる。

なお、事前調査で確認した地山面と溝状の遺構は後世の客土(北断面-2)と下層の包含層であり、これを除去すると本来の地山が確認された。なお、この客土は敷地南側やその隣接地で掘削した地山の土砂を盛土したものとみられ、東側では幅約1m・厚み約0.3mを4ヶ所、西側では幅約2m・厚み約0.4mを2ヶ所と広い範囲に造成されていた。

遺構の多くは、この傾斜が緩い西及び南側の地山が高い部分で検出された。西側では方形の掘り方

を有するものを含め柱穴が17ヶ所、南辺で溝1ヶ所、北西隅で落ち込み1ヶ所が確認された。以下、調査で検出された遺構の概要を述べる。

柱穴 大半は平面が隅丸方形を呈する掘り方を有するものであり、調査区の西辺に散在する。これらのうち南側の一群では、柱穴1から4は溝1の西側にまとまって存在する。いずれも、一辺約0.4mの正方形の掘り方を有し、0.15から0.2mの柱痕が認められる。また、柱穴1と2は1.8mの間隔であるが、柱穴2から4は1.4mと等間隔で、3と4は直角に位置することから、これらの柱穴は一連のもので建物1棟が復元される。同じ規模と形状の柱穴5が近接しているが、柱間や位置が揃わないことから建物1に付随するものではないと考えられる。なお、これらの東や北側では関連する柱穴が認められないことから、建物の中心は西側に広がると考えられる。

一方、北側の一群は掘り方や柱痕が建物1のものとはやや小さくなり、検出した範囲では間隔も不揃いであることから建物や施設を復元することができなかつた。

溝1 建物1の東側では幅0.8~1.2m、検出面から深さ0.3mの規模の溝が確認された。長さは検出面では約8.5mで、東側は地山面が上がるため溝は検出できなかつたが、調査区東側の断面においてその跡(23)が見つかっていることから、調査区外の東へ続くものと考えられる。この埋土は茶褐色土で、須恵器や土師器がまとまって出土した。(図33 土器出土状況図)

落ち込み 調査区の北東部では検出面では溝状を呈する大きな落ち込みが確認された。試掘調査の際もこの場所を中心に土器や埴輪が出土している。遺構の大半が調査区外であるため平面的な調査が行えなかつたが、試掘坑を延長して精査した結果、調査区東端から地山面が徐々に上昇し、約2.5mで遺構の埋土が収束することから、この範囲までの大きな落ち込みと復元される。この遺構は上層から埴削が地山面まで及んでおり、埋土内からは、多量の埴輪と土器、瓦片が出土しており、周辺部を整地した際に一気に埋め戻したものと考えられる。

出土遺物

整地土及び遺物包含層、遺構の埋土などからコンテナ8箱分の遺物が出土した。埴輪、須恵器・土師器などの土器を中心に、瓦、鉄器・石器が出土しており、遺構から出土した遺物を中心に図化し、主なものを掲載してその概要を述べる。

溝1出土遺物(図34)ここからは多くの遺物が出土しているが、土師器は埋土に同化し覗くなつたものが多く、接合・復元が不可能なものがある。そのため、硬織な須恵器・瓦類が多く復元された。

須恵器 1・2は杯蓋で、いずれも口径10.6cm・器高3.55cmの大きさである。丸みのある天井部から下外方へ開く口縁部を有し、口縁端部は摘まんで丸く收める。内面及び外面の下約2/3はナデ調整で、天井部は未調整である。粘土縫の凹凸が残る。外面天井部には「キ」「ニ」状の細く浅いヘラ記号を描く。

3・4は杯Aである。3は口径8.6cm・器高2.7cmの大きさで、平らな底部から上外方に直線的に聞く口縁部を有する。口縁及び内面はナデ調整を施すが、底部外面は指圧痕が認められ未調整で、口縁との縫はヘラケズリを施す。4は復元口径9.4cm・器高3.1cmの大きさで、平らな底部から上外方へ聞く口縁部を有し、口縁端部は内側にやや丸みを持たせて收める。内面及び口縁部外面はナデ調整、底部はヘラケズリを施し、底面には1条の直線的なヘラ記号を描く。

5の杯蓋は残存高1.9cmの大きさで、平らな天井部の外面はヘラケズリ、内面は回転ナデ調整を施し、中央部にはやや扁平な宝珠のつまみを有する。6は復元口径9.0cmで、平瓶もしくは提瓶の口縁部と思われる。内外面とも回転ナデ調整を施し、内面全体及び外面の一部に自然釉が付着する。

7は杯Bで、口径13.4cm・器高4.8cmの大きさである。平らな底部から上外方へ直線的に開く口縁部を有し、端部は強くナデて器壁を薄くして収める。高台径8.5cmを測り、底部外縁に「ハ」の字状に貼付ける。内外面とも回転ナデ調整を施し、見込み部はナデを施し中央を凹ませている。

8・9は高杯の脚部で、いずれも底部径8.5cm・残存高4.9cmを測り、屈曲する短い脚部で、内外面とも丁寧に回転ナデを施し、底面はナデして水平にして収める。スカシは穿たない。杯部見込み中央部では調整が粗く粘土紐の痕跡がある。

10は底部径10cm・残存高10.9cmの平瓶である。平らな底部から扁平に丸みのある胴部を有し、頸部外径4.2cmの細い口縁部が取付く。底部外面は未調整で強い指圧痕があり、胴部下約2cmはヘラケズリ、以上は回転ナデを施す。稜線部下約1.5cmの位置には、胴部の上下を合わせた継ぎ目が認められる。また、頸部を取付けた際の強いナデにより根元は凹む。11の平瓶は、口径11.8cm・残存高14.9cmの大きさで、胴部の半分が欠損する。体部端から直線的に大きく開く口縁部を有し、口縁端部はナデして上面を水平にして収める。胴部外面の下半部はヘラケズリ、上半部は回転ナデ調整を施し、肩の稜線部では1条の凹線を巡らせる。また、口頸部中程にはも浅い2条の凹線を巡らす。外面には自然釉や窯の壁土が溶解したものが付着している。

12は甕の頸部で頸部内径は25cmを測る。丸味のある肩部から立ち上がる頸部を有し、頸部は内外面とも回転ナデ調整を施す。肩部外面は平行タタキの後カキ目調整を施し、内面には同心円文タタキの痕が明瞭に残る。

18の蛸壺は残存部の内径5.0cm・高さ4.5cm、吊り手の直径は1.4cmを測る。体部外面は縦方向のヘラケズリを施し、吊り手部を貼付け強くナデた際の指圧痕を残す。

土師器 13の杯身は口径11.6cm・器高3.3cmで、やや丸みのある底部から上外方へ開く口縁部を有し、端部は僅かに外に反らせて丸く収める。内外面とも表面の剥離が著しく調整は不明である。14の杯身は復元口径13.6cm・残存高2.5cm、内寄気味に開く口縁部で、口縁端部は内側にやや巻き込んで収める。内外面ともにナデ調整で、内側はその後放射状暗文を施す。

15・16は高杯であるが、いずれも杯部が欠損し脚部のみである。15は底部径10.0cm・残存高6.0cmの大きさで、外面は緩く面取りされ7面が認められる。支柱部分は表面が剥離して調整は不明である。なお、この剥離部分では粘土を絞り上げた状況が認められる。16は残存高4.8cmで、外面はナデ調整、内面は指押さえを施す。杯部の剥離から杯部に柱状の先端を差し込んで成形した状況が認められる。また、据へ開く部分の外面では粘土の継ぎ目がわずかに凹んでいる。

17の把手付甕は、復元口径12cm・残存高5.7cmの大きさで、ミニチュア品である。丸みのある体部から「く」の字状に開く口縁部を有し、端部はナデで丸く収める。体部は指押さえで成形し、器壁は非常に薄く仕上げる。把手は水平に取付くが、その破面から先端が上を向くタイプと考えられる。19は須恵器の上管とみられる。器壁は1.2cmで、端部内側は強くナデて凹ませる。外面は丁寧なナデ調整を施すが、内面は粘土の継ぎ目が残る。

落ち込み出土遺物（図35～37） 調査区北東隅に位置する落ち込みからは、古い時期の埴輪が多数出土し、これに混じって多くの須恵器も出土している。

20・21は須恵器の杯蓋である。20は口径10.7cm・器高2.9cmの大きさで、水平な天井部から下方へ開く口縁部を有し、端部はナデで丸く収める。内面にかえりを有するが、口縁端部より上方である。天井部外面の約2/3はヘラケズリ、以下は回転ナデ調整を行う。内面は中央部が強いナデ調整で凹みがあるが、周囲はナデ調整を施す。外面中央には宝珠状の小さな摘まみを有する。21は口径14.6cm・器高4.1cmの大きさで、やや丸みのある天井部から開く口縁部を有し、端部はナデで丸く収める。内面

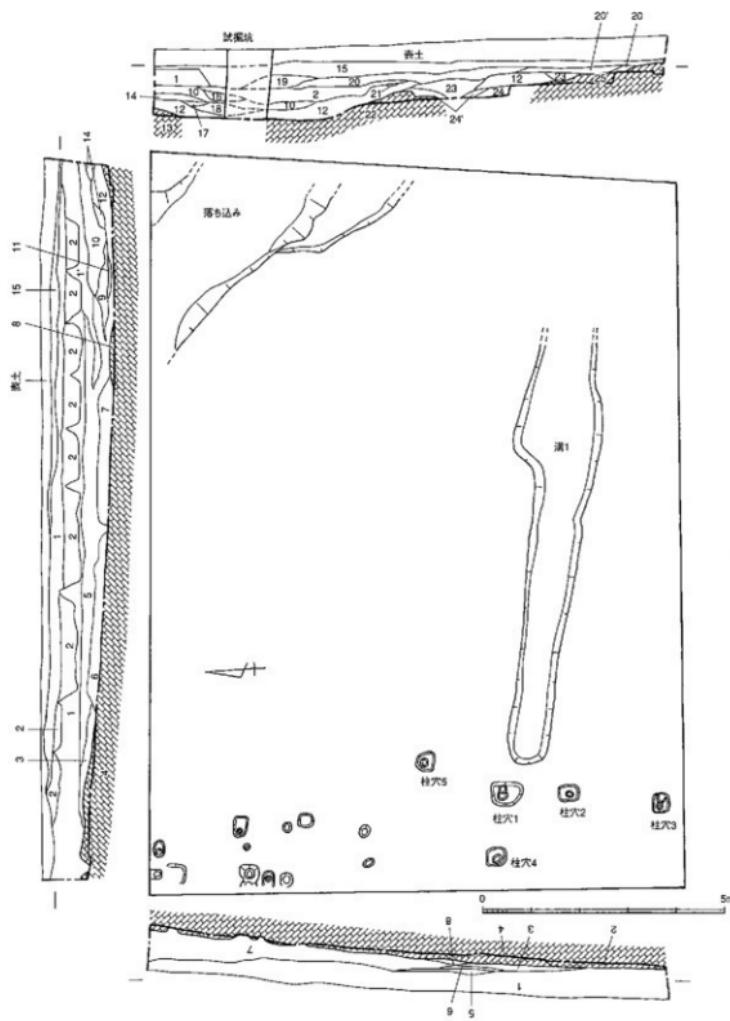


図32 調査区 平面及び断面図

にはかえりを有するが、20と同様に口縁端部より上方に位置する。天井部外面の約3/4は回転ヘラケズリ、以下は回転ナデ調整を行い、かえりの裏面に当たる部分は強いナデによりわずかに凹む。内面の中央はナデ調整、周囲は回転ナデ調整を施す。扁平な宝珠形の摘まみを有する。

22は復元口径19.8cmの甕の口縁部である。頸部から屈曲して聞く口縁部を有し、端部は内側に立たせて收める。内外面ともナデ調整を施す。23は復元口径13.0cm・残存高7.1cmの平瓶の口縁部と思われる。頸部から上外方へ直線的に聞く口縁部で、端部はナデで丸く收める。内面には自然釉がかかる。24は長頸壺で、残存高16.8cmを測る。肩部に最大径16.6cmを有し、残には浅い1条の凹線を巡らせる。緩やかな肩部から外反して聞く頸及び口縁部を有するが、端部は欠損する。頸部の中程には2条の凹線を巡らす。外面の肩部以下は回転ヘラケズリ、その上が回転ナデ調整を行い、内面は回転ナデ調整である。頸部内面及び体部の上面には自然釉がかかる。25は復元口径17.4cm・残存高17.9cmの甕である。肩の張らないなだらかな体部から僅かに外反して聞く口縁部を有し、端部はナデで丸くして收める。体部外面は叩きの後にカキ目を施し、内面には同心円文の叩きを施す。口縁部は内外面ともナデ調整である。器壁は薄く仕上げてあるが、内面は焼成がやや不良で赤褐色を呈する。

26は朝顔形埴輪の頭部である。頸部復元外径15cmで、断面白形のタガをナデによって貼付ける。内外面とも剥離が著しく調整は不明で、外面には黒斑が認められる。

27は須恵質の土管で、内径約12cm・器壁0.9cmである。内外面とも継方向の丁寧なナデ調整を施し、外表面は平滑である。

形象埴輪 28・29はいずれも小片で、表面にヘラによる線刻が認められる。器壁は0.6~0.7cmと薄く、28は円弧状、29は直線を刻む。胎土は粗く、黒斑が認められる。30は平らな体部に幅3.2cm・高さ1cmの台形状の突帯を貼付ける。体部は器壁約1cmの厚みを有し、裏面はハケ調整を施す。表面は良好に焼成されているが、内面は黒色を呈する。31はわずかに弯曲する体部に幅3.5cm・高さ1.3の台形状の突帯を貼付ける。体部は器壁0.8cmと薄く、表面は剥離が著しく調整は不明である。また、焼成は30と同様である。32は平らな体部に幅1.8cm・高さ0.4cmと小さな突帯を貼付ける。体部は器壁約1cmの厚みを有し、表面には2条の線刻を施す。表面は継に幅約3cmの黒斑が残る。33はやや弯曲する体部の縁に方形の突帯を施し、上部は本体より突出する。表面には外形に平行する2条の線刻を施す。器種は不明である。34・35は鰐付隋円筒埴輪の体部と考えられ鰐が剥離した状態である。弯曲する体部の表面の平行線文帯で、約1cm幅で平行する線刻を施す。いずれも、表面の剥離が著しく調整は不明であるが、35の内面は指押さえが認められる。36は鰐付隋円筒埴輪の鰐部分で、残存長14.3cm・幅11.5cm・厚み1.5cmを測る。貼付けには粘土が補填され、丁寧なナデを施す。胎土は粗く、長石などのやや大きな砂粒が見られる。また、色調が白黄色系と他の埴輪とやや異なる。37は器種や部位は不明であるが、平らな破片である。厚み約1.5cmで、表面はナデ調整で平滑にするが、裏面は粘度維や強い指押さえによる粘土の移動や指圧痕が残る。

円筒埴輪 落ち込み内から多くの円筒埴輪が出土しているが、概観して大きさでは胴部径で22cm前後の小型品(45~48)と、同30cm前後の中型品(49~55)に区分できる。器壁が1cm程度と薄く仕上げるもののが認められる。調整は表面の摩耗のため判明できるものが少ないが、外面は二次調整にタテ

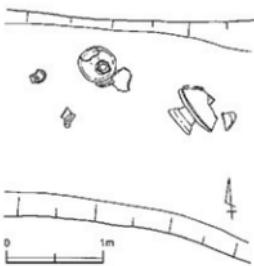


図33 溝内遺物出土状況

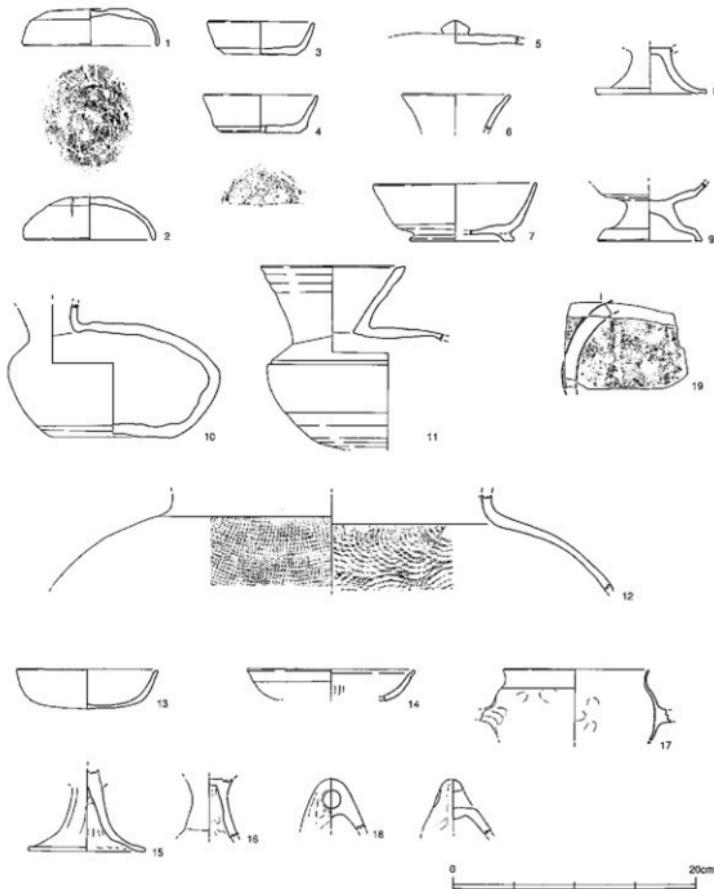


図34 溝内出土遺物

ハケを施し、内面はナデ調整を施す。

38は器壁1.6cmとやや厚い。外面は一次調整のみのナナメハケ目で、タガは形骸化した低いもので、ナデによって貼付ける。内面には粘土縫が認められ、ナデ調整を施す。39は体部径38cmとやや大きく、内面は指圧痕が認められ、器壁は1cmと薄く仕上げる。円形のスカシを有し、高いタガを水平に貼付け、上下の端部は強いナデ調整によって突出する。また、焼成が甘く、内部は黒色を呈する。40は復元口径24.4cm、垂直に立ち上がる口縁部を有し、ナデによって端部は方形にして收める。口縁部下約4cmに断面三角形の錐状の突帯を貼付け、表面には黒斑が残る。外面はナデ調整で、内面は指押さえを施す。41は輪付円筒埴輪で、胴部直径28cmの大きさである。内外面ともにタテハケ調整を施す。タ

ガは高い方形状のものがやや垂下気味に強いナデによって貼付ける。鱗は剥離するが、割付用のヘラが縦に深く刻まれている。42は胴部直径35.5cmと大きく、残存長20.8cmを測る。内外面とも摩耗のため調整は不明である。内面のでは粘土縫が認められ、外面には広い範囲で黒斑が残る。スカシは長方形とみられ、幅が狭いが高いタガを貼り付ける。

43は底部直径28cm・残存高8.8cm・器壁は2cmと厚く仕上げる。底面は方形にし、上外方に開く。内外面とも剥離のため調整は不明である。44は底部直径32.8cm・残存高24.3cm・器壁は約1.5cmである。底面付近はナデ調整で端部は方形にし、ほぼ直立する。内外面とも剥離により調整は不明である。なお、中央上寄りには形状は不明であるが、スカシの穿孔が認められる。

45は胴部直径21cm・器壁0.7cmを測る。外面は剥離のため調整は不明であるが、内面は横方向のハケ目が認められる。高いタガを貼付ける。焼成が甘く、器壁の内部は黒色を呈する。46は胴部直径22cm・器壁1cmを測る。外面は剥離のため調整は不明であるが、内面はナデによる指圧痕が残る。強いナデによってタガを貼付けるため、タガ上辺は凹む。焼成が甘く、器壁の内部は黒色を呈する。47は胴部直径22cm・残存高10cm・器壁は0.8cmの大きさで、内外面とも剥離のため調整は不明である。ナデによって上端を丸く収めた高いタガを貼り付け、円形のスカシを穿つ。48は胴部直径23cm・残存高23.3cmの大きさで、剥離のため調整は不明であるが、外面にはタテハケ目、内面では粘土縫や指圧痕がわずかに認められる。表面には黒斑は無いが、器壁の内部は黒色を呈する。

49は胴部直径28cm・器壁1.2cmを測り、外面は一次調整のみのナナメハケ目で、強く調整するため粘土が移動している。内面はナデ調整を施す。形散化した低いタガを貼り付ける。50は胴部直径23cm・器壁1cmの大きさで、内外面とも剥離のため調整は不明である。1.3cmと高い長方形のタガを貼付ける。円形のスカシを穿つ。51は胴部直径30cm・器壁1cmの大きさで、外面は剥離のため調整は不明であるが、内面はナデによる指圧痕が認められる。高い方形状のタガを貼付ける。胎土が粗く、大きな砂粒が含まれる。外面には黒斑が残る。52は胴部直径30cm・器壁約1cmを測る。内外面とも剥離のため調整は不明で、内面には粘土縫が認められ、1.3cmの高いタガを貼付ける。焼成が甘く、器壁の内部は黒色を呈する。53は胴部直径32cm・54は胴部直径33cm、いずれの器壁も約0.6cmと薄く仕上げられている。また、内外面とも剥離のため調整は不明であるが、タガの裏面には粘土縫が認められ、高いタガを貼付ける。54は外面には黒斑、器壁の内部は黒色を呈する。55は胴部直径31cm・残存高12.3cm・器壁約1cmの大きさで、外面は一・二・三次調整ともタテハケ目、内面はナデ調整の後、部分的にタテハケ目が認められる。高い方形状のタガを貼付け、強いナデによって上端は尖らせて收める。方形のスカシを有する。

朝顔形埴輪 56と57は朝顔形埴輪の肩部である。56は体部直径24cm・残存高6.4cmの大きさで、外面は摩耗のため調整は不明であるが、内面はナデ調整を施す。57は体部直径23cm・残存高10.4cmの大きさで、内外面とも摩耗のため調整は不明であるが、内面の肩部付近では指圧痕とヨコハケ調整を施す。いずれも、器壁を約0.7cmと薄く仕上げる。

遺物包含層・南東部出土遺物(図版38) 須恵器(58~61)・土師器(62~76)、埴輪(77)、土管(78~80)などが出土している。

58は杯蓋で、復元口径17cm・器高2.9cmの大きさで、水平な天井部からわずかに垂下する口縁部を有し、端部はナデで丸く收める。天井部外面の約1/2は回転ヘラケズリで、以下は回転ナデ、内面の中央部はナデ、周辺部は回転ナデによって調整する。高さ1.5cmの宝珠形のツマミを有する。59は復元口径15.6cmの壺状の上面で、直線的に下降する肩部を有し、外面は2条の列点文とこれらを仕切る凹線を施し、外周の凹線は深い。内面は回転ナデによる調整である。なお、文様や形態から新羅系の

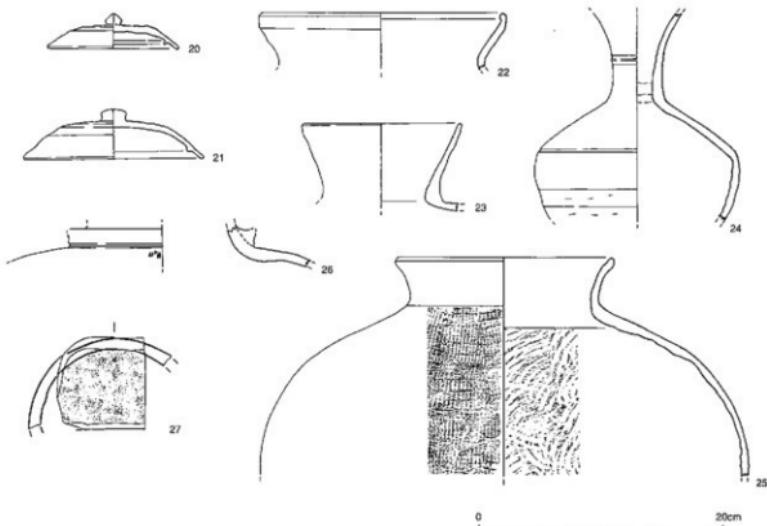


図35 落ち込み内出土遺物・土器

土器と思われる。60は口径10.3・器高3.7cmの大きさの杯蓋である。やや丸みのある天井から内湾気味に垂下する口縁部を有し、端部はナデで丸く收める。天井部外面は回転ヘラケズリで、口縁部との接には強いナデによる凹みが2条認められる。天井部内面の中央は強いナデによって指圧痕があり、周囲は回転ナデ調整による。61は口径10.4cm・残存高3.2cmの杯身で、ほぼ平らな底部から上外方に開いた後、端部付近で直立させ、端部はナデで外反させて丸く收める。天井の外面はヘラケズリし、以下は回転ナデ調整を施す。内面の天井付近は強いナデ調整のため凹んでおり、以下は回転ナデを施す。

62は復元口径15.6cm・残存高5.0cmの杯身で、平らな底部から上外方に開く口縁部を有し、端部はナデで直立させて丸く收める。器壁は約0.4cmと薄く仕上げる。内外面とも摩耗が著しく調整は不明である。63は復元口径16.2cm・残存高3.5cmの大きさの杯身で、丸みのある底部から上外方に開く口縁部を有し、端部はヨコナデによって丸く收める。内外面ともナデ調整を施す。64は復元口径20cm・器高2cmの皿で、平らな底部から丸みを持って立ち上がる口縁部を有し、端部はヨコナデによって方形にして收める。底部外面はヘラケズリ、内面はナデ調整を施す。器壁は約0.8cmと厚い目に成形している。65は復元口径23.8cm・器高3cmの大きさの皿で、平らな底部から丸みを持って上外方へ開く口縁部を有する。端部は外側をやや膨らませて丸く收める。外面は摩耗のため調整は不明で、内面はナデ調整を施す。なお、底部外面には黒斑が認められる。66~70は高杯の脚部である。いずれも支柱は中空で、底部直径約10cm・器高約6cmの大きさである。裾部内面は指圧痕を残し、外面はナデ調整を施す。支柱外面は66・68には面取りが認められるが、他の2点は不明である。また、粘土の剥離面や支柱内面から67は右廻りに、69は左廻りに絞り上げた様子が認められる。70は高杯の身部分である。残存する杯部底部で直径13cm・残存高3.2cmの大きさで、内外面ともナデ調整を施す。脚部を接合した後、粘土を厚く補填した様子が窺える。71は復元口径15.6cm・残存高9.7cmの甕である。撫で肩の体部

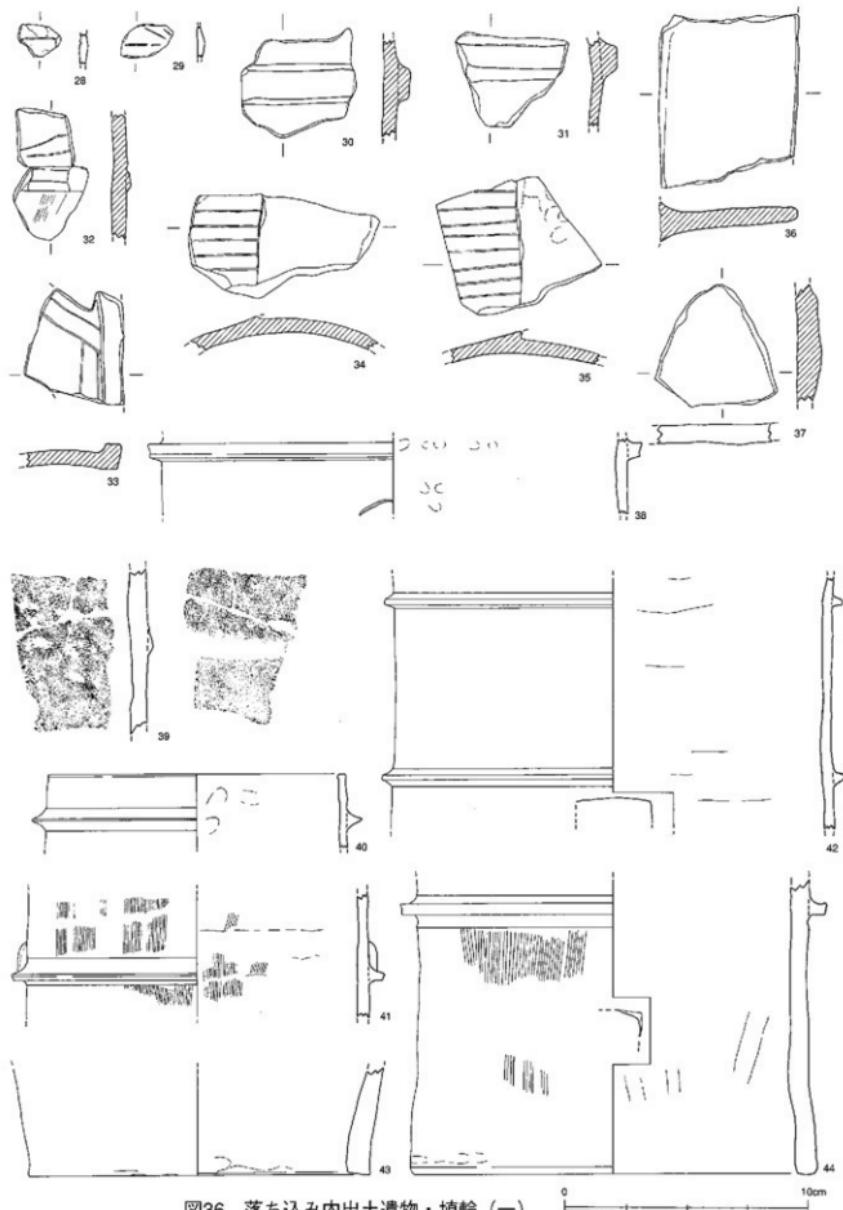


図36 落ち込み内出土遺物・埴輪（一）

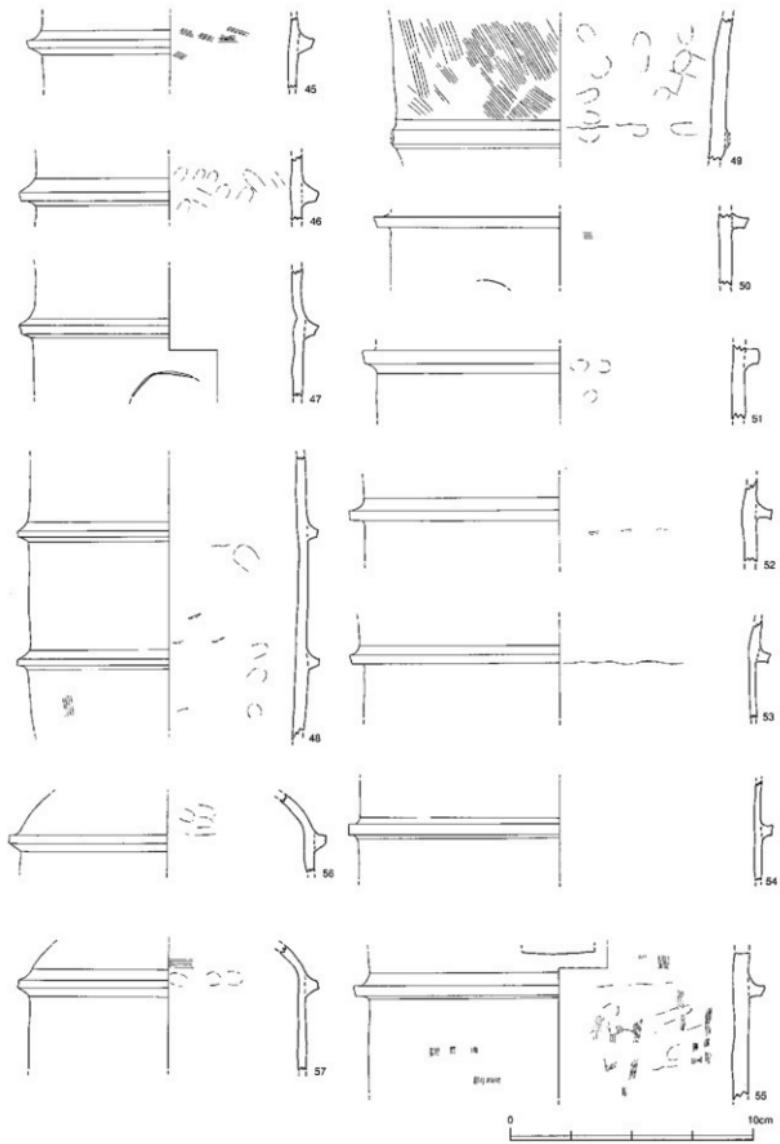


図37 落ち込み内出土遺物・埴輪(二)

から上外方へ直線的に開く口縁部を有し、端部はナデによって丸く收める。内外面とも剥離のため調整は不明であるが、肩部付近では指押さえの痕が認められる。72は鉢で、復元口径32cm・残存高5cmを測る。丸みのある体部から直立する口縁部を有し、端部はナデで丸く收める。外面は剥離が多いが、口縁部付近以下はヘラミガキ、内面は板状工具によるナデが施される。73は盤で、復元口径32cm・残存高11.3cmを測る。直線的に上外方に開く体部を有し、口縁部はそのまま開き、ヨコナデによって丸く收める。内面は剥離が著しく調整は不明である。外面は口縁部付近以下ではハケ調整及び指圧痕が認められる。74は胴部外径26.8cm・残存高5.1cmの羽釜で、頸部から大きく開く口縁部を有するものと思われる。鉢はほぼ水平に取付け、端部はナデ調整によって丸く收める。75は体部最大外径33.6cmを把手の上部付近で測る。丸みのある体部から大きく外反させる口縁部を有するものと思われる。体部は内外面ともナデ調整を施し、把手は基部の幅約6cmのものを「U」字状に上向きに取付ける。把手は縱方向にナデで端部は丸く收める。76は体部最大径を把手付近で33cm・残存高15.7cmを測る。直線的に開く体部を有し、外面は粗いハケ調整を施す。内面は剥離のため調整は不明である。把手は基部幅約5.5cm・器壁1.5cmと分厚いもので、上向きに取付け、端部は肥厚させて方形にして收める。

77は円筒埴輪で体部外径25.4cmを測る。内外面とも摩耗によって調整は不明である。高いタガと、底辺が直線となるスカシを穿つ。焼成が甘く、胎土の内部は黒色を呈する。78・79・80は須恵質の土管である。外径と器壁はそれぞれ、5.9cm・1cm、7.2cm・1.3cm、5.8cm・1cmの大きさを測る。粘土を積み上げた後、内面は強いヨコナデ、外面は縱方向のナデ調整を行う。外面は平滑に仕上げるが、内面は粘土雜や強いナデによって凹凸が残る。

遺物包含層・東半部出土（図版39） 81～86は須恵器、87～97は土師器である。

81・82は杯蓋である。81は復元口径14cm・器高3.3cmの大きさで、平らな天井部から下外方へ開く口縁部を有し、端部はナデで丸く收め、かえりは口縁部の内側に収まる。天井部の外面は回転ヘラケズリ、以下は回転ナデで、内面は回転ナデの後、天井部付近を仕上げのナデ調整を施す。やや扁平な宝珠形のつまみを有する。82は復元口径14cmの大きさで、平らな天井部から下外方へ開く口縁部を有し、端部はナデで丸く收める。かえりは短く、口縁部の内側に収まる。外面の約2/3は回転ヘラケズリ、以下は回転ナデで、内面は回転ナデ調整を施す。胎土内に長石が多く、焼成があまく内部は赤紫色を呈する。83は復元口径13cm・残存高3cmの杯蓋で、下外方へ垂下する口縁部を有し、端部はナデで丸く收める。天井部との接にはナデによって僅かに凹ませる。84は蓋で、外面は回転ヘラケズリ、内面は回転ナデ調整を施し、粘土の塊を押え付けた形態化したつまみを有する。85の杯身は口径9.4cm・器高3.8cmの大きさで、丸みのある底部から直立する口縁部を有し、端部はやや外反させて丸く收める。底部外面は未調整で、口縁部及び内面は回転ナデ調整を施す。見込み部分は強いナデによって凹む。外面には火棒が認められる。86の杯身は復元口径10cm・器高3.3cmの大きさで、平らな底部から上外方に開く口縁部を有し、端部は丸く收める。底部外面は未調整で数条のヘラ削りが認められる。口縁部及び内面は回転ナデ調整を施し、中央部は強いナデ調整で、器壁を薄く仕上げる。外面には火棒が認められる。

87は皿で、ほぼ平らな底部から丸みをもって立ち上がる口縁部を有する。外面の底部はヘラケズリで一部ヘラミガキを施し、口縁部付近はヨコナデ調整を行う。内面の底部には螺旋状暗文、その上には放射状暗文を施す。88～90は杯身である。88は口径18.2cm・器高5.0cmの大きさで、上外方に開く口縁部を有し、端部はナデで丸く收める。内面は摩耗のため調整は不明であるが、外面は指押さえの後ヘラミガキを行い、口縁部はヨコナデの後ヘラミガキを施す。89は復元口径・残存高5.7cmの大きさで、丸みのある体部から上外方に開く口縁部を有し、端部はナデで丸く收める。外面は剥離のため調

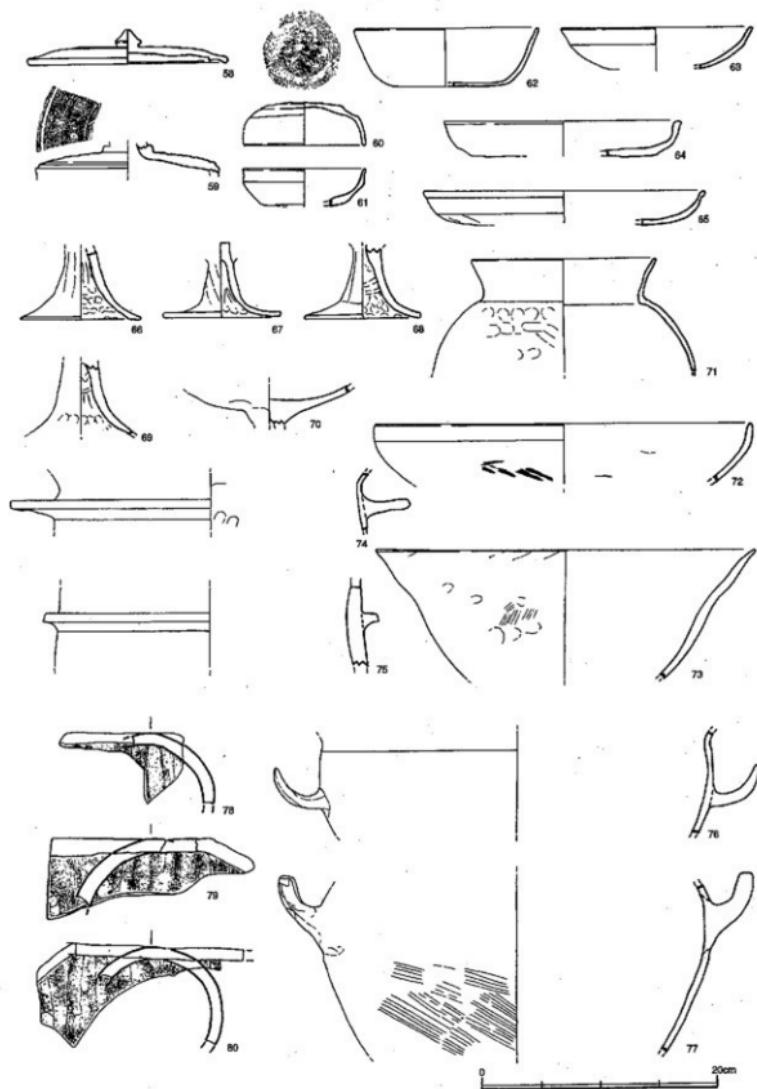


図38 包含層出土遺物

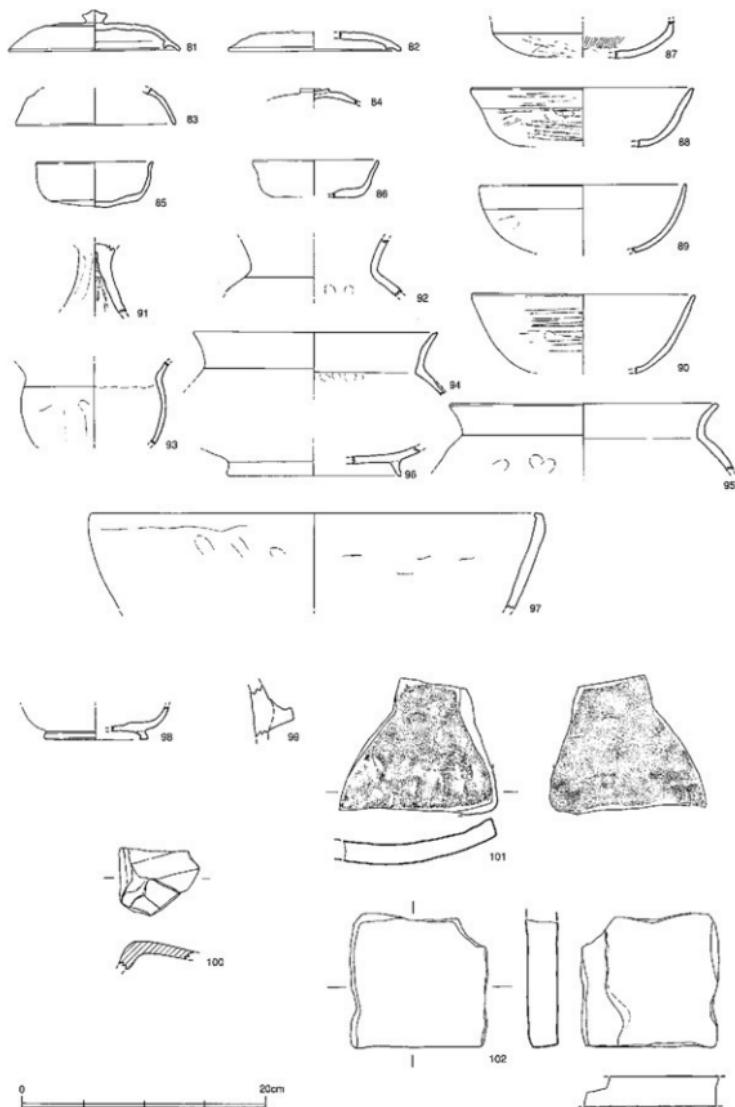


図39 包含層出土遺物（二）

整は不明であるが、内面はナデ調整を施す。90は口径18.2cm・残存高6.4cmで、丸みのある底部から上方に直線的に開く口縁部を有し、端部はナデで丸く收める。内面は摩耗のため調整は不明であるが、外面は口縁部はヨコナデの後へラミガキを施し、以下は丁寧なヘラミガキ調整を行う。91は高杯の脚部で残存高5.7cmを測り、外面はナデ調整、内面は中腹に指圧痕を残すが、前後は未調整で絞り痕が縱方向に明瞭に残る。焼成が甘く、内部は黒灰色を呈する。92は頸部径10.4cmを測り、肩の張らない体部から「く」の字状に開く口縁部を有する壺である。体部内面は指押さえ、頸部及び口縁部はヨコナデ調整を施す。93は体部径11.8cm・残存高7cmの大きさの壺である。丸みのある体部から「く」の字状に開く口縁部を有する。口縁部の内外面ともヨコナデ調整を施し、体部内面はナデ調整である。外面は摩耗のため調整は不明であるが、縱方向の2条の線刻が認められる。94は復元口径20cmの大きさの壺で、頸部から外反気味に開く口縁部を有し、端部はナデで丸く收める。口縁部外面は丁寧なヨコナデ調整を施す。体部内面の一部に指圧痕が認められるが、他は摩耗のため調整は不明である。95は復元口径22cmの壺で、頸部から外反気味に開く口縁部を有し、口縁部はヨコナデ調整、端部は内側を僅かに肥厚させて丸く收める。体部外面は指押さえ、内面はナデ調整を施す。96は皿若しくは杯の底部で、高台径14cm・高台高1.2cm

の大きさで、「ハ」の字状に張る高台をナデ調整によって貼付ける。杯部は内外面ともナデ調整を施す。97は復元口径36.8cm・残存高7.9cmの鉢で直線的に開く口縁部を有し、端部は僅かに内傾させ、端部はナデで内側に摘み出して方形にして收める。内外面とも摩耗のため調整は不明であるが、口縁部付近には粘土縫が認められる。

遺物包含層・西半部出土（図版39）

98の須恵器杯身は、高台径8.4cm・残存高2.8cmの大きさで、底部やや内寄りに高台を貼り付け、底面は内側に摘み出して收める。杯部は内外面とも回転ナデ調整で、見込み部分は強くナデで凹んでいる。99は形象埴輪であるが、器種は不明である。断面は「へ」の字状を呈し、平坦面に突起部分を貼付ける。剥離面は黒色を呈する。

100の平瓦は、残存幅12.5cm・残存長11.4cm・厚み1.7cmの大きさで

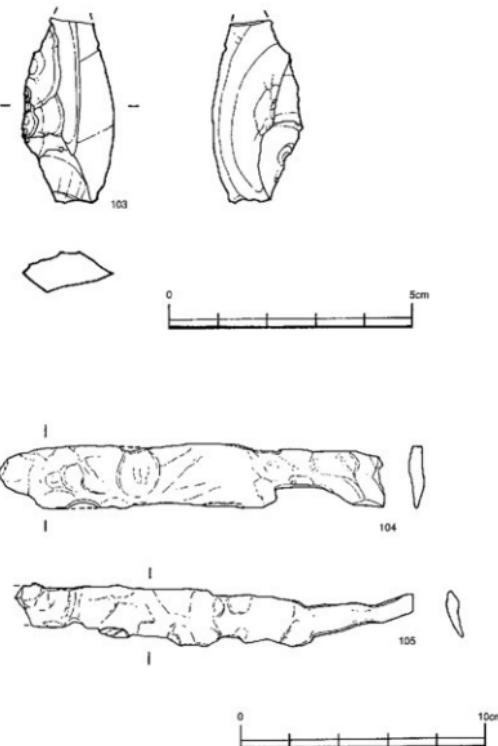


図40 出土遺物 石器・鉄器

ある。凹面には布目痕が認められ、凸面は摩耗のため調整は不明であるが、横方向の粘土縫が認められる。石材である101は、残存長11cm・残存幅11.3cm、厚み2.8cmの大きさで、表面は平滑に仕上げられている。上面の側面側は面取りを施す。大粒の石英が多く含まれ、厚みの半分で石の目が認められ、ここに沿って一部剥離している。

石器及び鉄器（図版40）

102はサヌカイト製の翼状剝片で、残存長38mm・幅18.5mm・厚み8mmを測る。一部折損が認められる。遺物包含層から出土している。

鉄器は調査区東寄りの遺物包含層からの出土で、いずれも刀子と思われる。103は残存長16.5cm、刃部長12cm・幅約12.5cm・背幅0.5cm、茎長4.5cm・幅1.6~2.2cmを測る。刃部先端は丸みをおび、刃部はほぼ同じ幅を有し、茎の下部が切り込む。茎尻がやや幅が広くなるが、鑄による可能性がある。104は残存長17.2cm、刃部長12.8・幅1.6~2.4cm・背幅は約0.3cm、茎長5.6・幅0.8~1.3を測る。刃部先端は欠損し、茎は両端から切り込むが、茎尻が斜めに取付端部は方形になる。

まとめにかえて

これまで当該地の周辺は野々上遺跡に隣接するものの遺跡の範囲外であり、道路拡幅などの試掘調査で僅かな遺物包含層や遺構が確認されていたものの、明確な遺構が検出されず、周知の遺跡とすることができなかった。しかし、今回の試掘調査では明確な遺構と遺物包含層が確認されるとともに、本調査では一定の面積を対象に調査することができたことから当該地を含む一帯では遺跡の存在が明らかとなり、これまでの調査成果を踏まえ野々上遺跡の範囲を拡大することができ、遺跡の一端を知る新たな追加資料が得られたことは大きな成果であったと言える。

今回見つかった建物1と溝1の位置関係や形状を検討した結果、建物1の北側2間目が広い間口になっていること、溝は建物1に平行して真っ直ぐに掘られていること、東側に遺構が少ないとなどを考慮すると、建物1を門として、溝1が道の北側の側溝に相当する可能性が考えられる。また、建物1を境に生活圏の外域になるために柱穴などの遺構が希薄になると判断される。また、溝1から出土する須恵器などの土器については、完形品に近いものが認められることから、単なる投棄や廃棄ではなく、祭祀に利用された可能性も考えられる。特に、須恵器の蛸壺の共伴は内陸部である羽曳野市では珍しい出土遺物で、遺構の性格を考える上でも興味深い資料である。

一方、北東隅で見つかった落ち込みからは新しい時期の埴輪に混じって黒斑を有する古い時期の埴輪が多数出土している。埴輪は4世紀後半頃のものと考えられ、平成8年度（96~4区）の道路拡幅に伴う事前調査では、本調査区の南側隣接地でも黒斑を有する埴輪が出土している状況を踏まえると、調査区周辺に新たな古墳の存在が考えられ、古市古墳群に多くの巨大な前方後円墳などが築かれる以前に、五手治古墳や野々上古墳と同じ時期の古墳が別に存在したこととなり、古墳時代前期の分布状況などを考える上で貴重な発見と言える。また、出土埴輪の中には、鱗付梢円筒埴輪の一部が含まれており、五手治古墳と同じ特徴を持つことから被葬者が同じ系譜や性格を有するであろう点についても注目される。

この他、出土した須恵器や土師器は7世紀後半から8世紀前半を中心とする時期のもので、これまでの野々上遺跡で確認されている土器の追加資料となる。当該地の北側50mには竹内街道が往来し、さらに北側に接して7世紀中頃に渡来系氏族によって創建された野中寺の寺域が復元されており、これらの施設が大いに盛行したのと同じ時期であり、今回検出された遺構も同時期に機能していた可能性が考えられる。

なお、平成11年度（98-1区）では旧石器の破片と縄文時代の石器が出土しており、今回の旧石器時代の剥片の出土によって、野々上遺跡の初源が遡る可能性が検討される。野々上遺跡の中心部は低位から中位段丘であるが、調査地は丘陵の尾根筋上で東に開けた見晴らしの良い場所であり、居住域としては適したことから古くから生活域となっていたものと考えられる。

現状では府道西藤井寺線を中心に宅地化が進み、既に大きく削平を受けて旧地形を留める所がほとんど見られないが、今回のように遺跡周辺部における発掘調査によって野々上遺跡の範囲が広まり、多くの成果が得られることによって遺跡の性格や時代に新たな項目が追加されることが期待されるとともに、新たな古墳の発見により古市古墳群築造前夜の様子が明らかにされることになるものと考えられる。

図 版



第1調査区(南から)



第2調査区 下面遺構(北から)



第2調査区 下面遺構(南から)

図版二 古市遺跡二



第1調査区 調査前



第1調査区 人力精査



第1調査区 完掘

図版三 古市遺跡三

第2調査区 人力精査



第2調査区 上面遺構



第2調査区 SD02

図版四 チンチン山遺跡



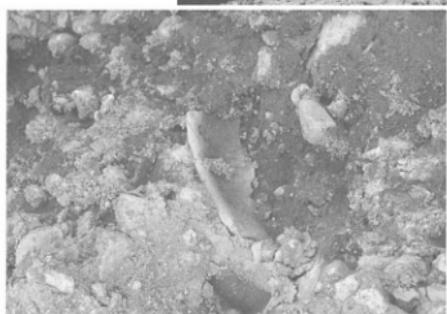
複合施設 調査区全景(東から)



複合施設 調査区断面(南から)

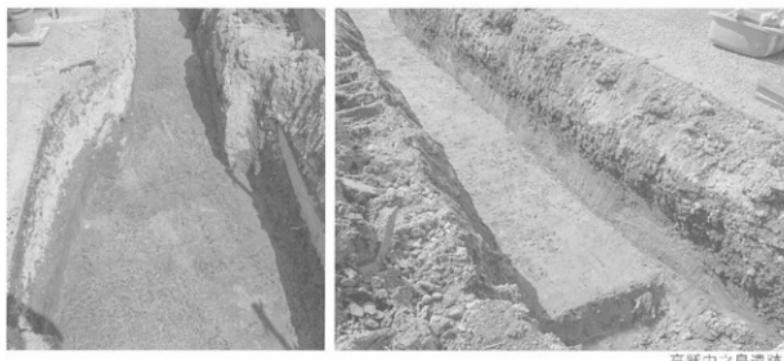


幼稚園 立会 断面(南から)



立会 断面 遺物出土状況(西壁)

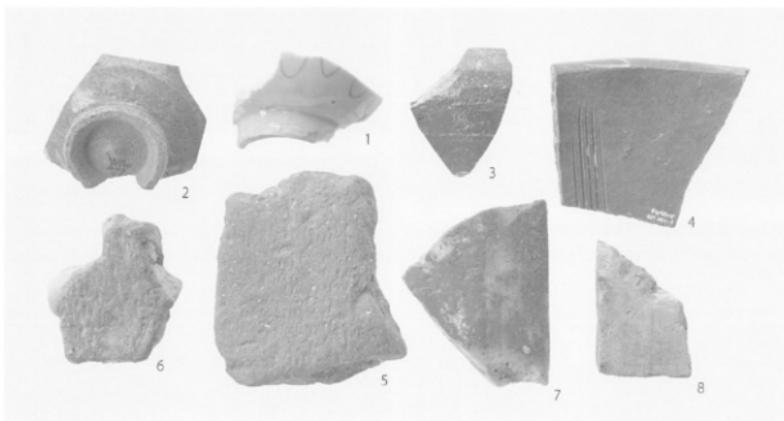
圖版五 高鷺中之島遺跡·惠我之莊遺跡



高鷺中之島遺跡

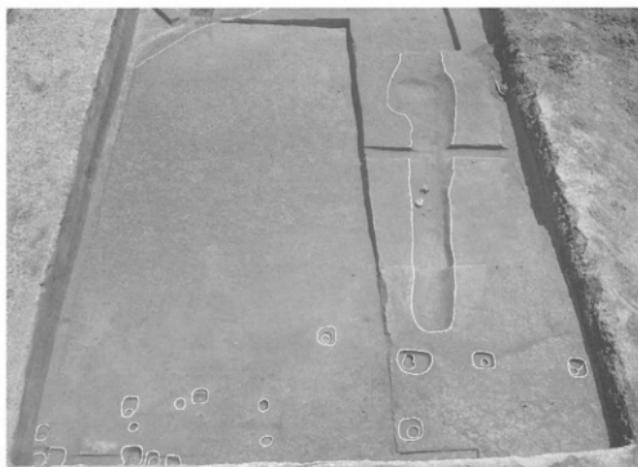


高鷺中之島遺跡出土遺物



惠我之莊遺跡出土遺物

図版六 野々上遺跡一



調査区全景(西から)



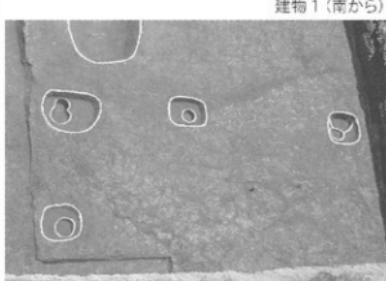
溝1



建物1(南から)



溝1土器出土状況



建物1(西から)

図版七 野々上遺跡二



北壁断面東半部(南東から)



北壁断面西半部(南から)



西壁断面(北東から)



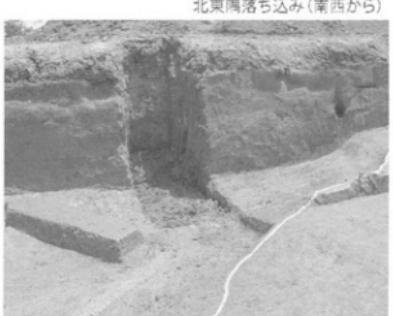
東壁断面(西から)



北東隅落ち込み(南から)

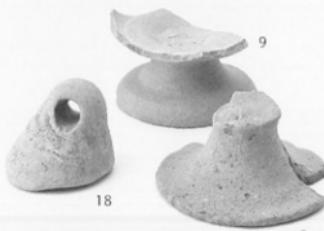
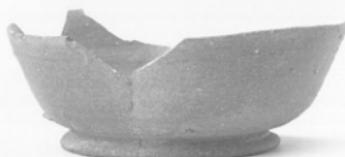


北東隅落ち込み(南西から)

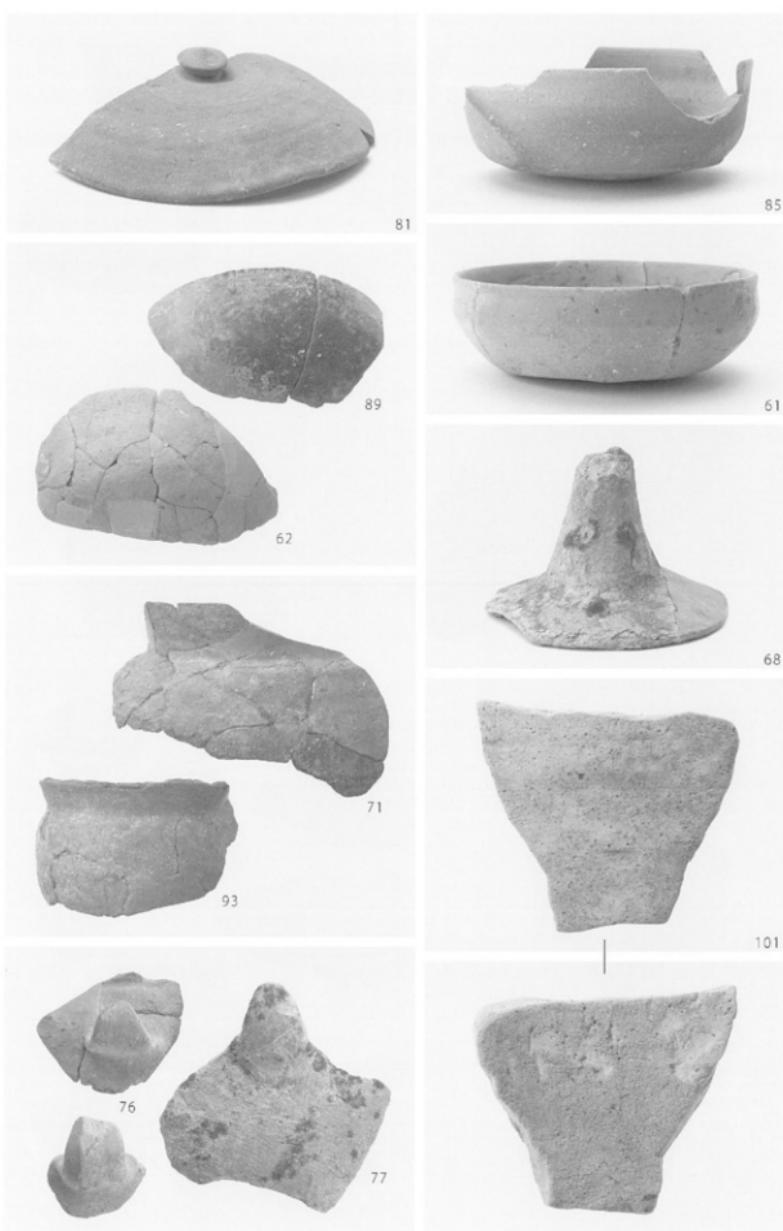


北東隅落ち込み(西から)

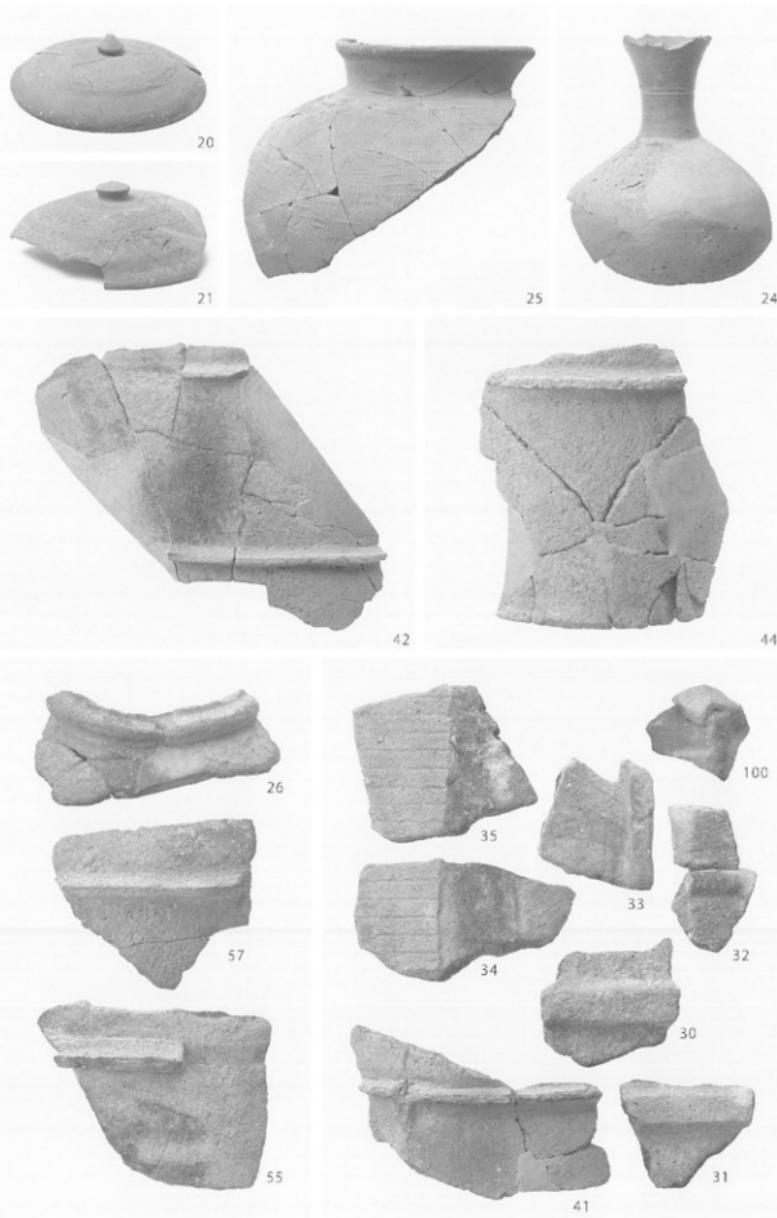
図版八 野々上遺跡出土遺物(一)



図版九 野々上遺跡出土遺物(二)



図版十 野々上遺跡出土遺物(三)



報告書抄録

| ふりがな | はびきのしないいせきちょうさほうこくしょーへいせいにじゅうさんねんどー | | | | | | | |
|---------------|--|-----------|-----------|-----------|------------------|-------------------------|---------------------------|------|
| 書名 | 羽曳野市内遺跡調査報告書－平成23年度－ | | | | | | | |
| 副書名 | | | | | | | | |
| 巻次 | | | | | | | | |
| シリーズ名 | 羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 | | | | | | | |
| シリーズ番号 | 第74 | | | | | | | |
| 編著者名 | 吉澤剛男 河内一浩 | | | | | | | |
| 編集機関 | 羽曳野市教育委員会 | | | | | | | |
| 所在地 | 〒583-8585 大阪府羽曳野市譽田4丁目1-1 TEL 072-958-1111 | | | | | | | |
| 発行年月日 | 西暦2014年3月31日 | | | | | | | |
| ふりがな 所収遺跡名 | ふりがな 所 在 地 | 市町村 | 遺跡番号 | 北 緯 | 東 經 | 調査期間 | 調査面積 (m ²) | 調査原因 |
| 古市遺跡 | 古市4丁目 | 27222 | 145 | 34°33'04" | 135°36'47" | 2011.8.4 ~2011.8.18 | 20.3 | 学校 |
| 羽曳野中学校敷地 | 伊賀5丁目 | 27222 | 203 | 34°33'20" | 135°35'10" | 2011.2.15 ~2011.8.31 | 52.0 | 幼稚園舎 |
| チンチン山遺跡 | 古市4丁目 | 27222 | 38 | 34°32'55" | 135°36'44" | 2011.9.13 | 12.0 | 複合施設 |
| チンチン山遺跡 | 古市4丁目 | 27222 | 38 | 34°32'54" | 135°36'45" | 2011.8.4 | 10.0 | 駐輪場 |
| 範囲外 | 伊賀5丁目 | 27222 | - | 34°33'28" | 135°35'12" | 2011.5.19 | 17.0 | 公共施設 |
| 高鷲中之島遺跡 | 伊賀1丁目 | 27222 | 192 | 34°33'39" | 135°35'20" | 2011.4.25 | 10.9 | 宅地造成 |
| 恵我之莊遺跡 | 恵我之莊5丁目 | 27222 | 177 | 34°34'18" | 135°34'28" | 2011.8.10 | 8.8 | 集合住宅 |
| 野々上遺跡 | 野々上3丁目 | 27222 | 136 | 34°33'11" | 135°35'44" | 2011.4.26 ~2011.5.25 | 165.0 | 診療所 |
| 所収遺跡名 | 種別 | 主な時代 | 主な遺構 | | 主な遺物 | | | |
| 古市遺跡 | 集落 | 古墳時代・中世 | 柱穴・溝・落ち込み | | 土師器・須恵器・瓦質土器 | | | |
| 羽曳野中学校敷地 | 敷地 | 古墳時代 | 自然流路 | | 土師器・須恵器 | | | |
| チンチン山遺跡 | 敷地 | 弥生時代・中世 | | | 弥生土器・土師器 | | | |
| チンチン山遺跡 | 敷地 | 弥生時代・中世 | | | 弥生土器・土師器 | | | |
| 範囲外 | | | 自然流路 | | なし | | | |
| 高鷲中之島遺跡 | 集落 | 古墳時代 | | | 土師器・須恵器 | | | |
| 恵我之莊遺跡 | 集落 | 中世 | 落ち込み | | 瓦質土器・土師質土器・陶磁器・瓦 | | | |
| 野々上遺跡 | 集落 | 古墳時代・奈良時代 | 柱穴・溝・落ち込み | | 土師器・須恵器・鉄器・埴輪 | | | |
| 要約 | | | | | | | | |

羽曳野市内遺跡調査報告書－平成23年度－

羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 74

発行 羽曳野市教育委員会

生涯学習室 社会教育課

歴史文化推進室

羽曳野市菅田4丁目1-1

072-958-1111

2014年3月31日

印刷 敷島印刷株式会社

